

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成26年10月21日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

10月21日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
認定第1号所管分の審査	2
認定第6号の審査	2
質疑（市来賢太郎委員、増永和起委員）	
認定第3号の審査	5
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（市来賢太郎委員、増永和起委員、村上英明委員、山崎雅数委員）	
認定第8号の審査	25
質疑（増永和起委員、山崎雅数委員）	
認定第7号の審査	28
質疑（市来賢太郎委員、増永和起委員、村上英明委員、山崎雅数委員、福住礼子委員）	
採決	50
閉会の宣告	50

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成26年10月21日(火) 午前10時 開会
午後 3時5分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 上村高義	副委員長 福住礼子	委員 村上英明
委員 市来賢太郎	委員 増永和起	委員 山崎雅数

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	副市長 小野吉孝
生活環境部長 杉本正彦	同部理事 北野人士
同部次長兼産業振興課長 山田雅也	
保健福祉部長 堤 守	同部理事 島田 治
同部参事兼高齢介護課長 鈴木康之	
国保年金課長 安田信吾	高齢介護課参事 川口敦子

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局書記 井上智之

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成25年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第6号 平成25年度摂津市パートタイマー等退職金特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第3号 平成25年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第8号 平成25年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第7号 平成25年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時 開会)

○上村高義委員長 おはようございます。
ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は福住委員を指名します。

先日に引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 なしと認め、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

認定第6号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

市来委員。

○市来賢太郎委員 おはようございます。

それでは、質問をさせていただきます。

パートタイマー等退職金共済特別会計ということですが、まず本市におけるこのパートタイマー等退職金共済の対象者数を大まかで結構ですので、教えていただきたいと思います。

また平成25年度末の会員数と、この1年での会員数の増減、新規がどれぐらいと解約がどれぐらいあったかというのを教えていただきたいのと、会員の業種別の内訳と会員の中で、掛けられた期間ですが、最長最短の契約期間を教えてください。よろしくお願いいたします。よろしくお願ひします。

○上村高義委員長 山田次長。

○山田生活環境部次長 市来委員のご質問にお答えいたします。

まず、平成26年3月末時点の加入事

業者数と被共済者数、加入者数についてお答えいたします。加入事業所は35事業所、被共済者は184名となっております。前年の同時期と比べますと、事業所数で3事業所の減少、被共済者数で15名の減となっております。新規加入の方が1年間で15名いらっしゃいましたので、結果的に15名減ということですので30名減ったという形になっております。

業種別でいいますと、事業所数で見ますけれども、製造業が12社ということで最も多く約3分の1強、サービス業7社、建設業4社、運輸通信業2社、卸売業と教育関連で各1社となっております。

加入期間でいいますと、平成25年度中に退職されて給付があった方の中での加入最長期間は21年9か月でございました。それから、最短で給付しておりますのが9か月の方でございました。

○上村高義委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ありがとうございます。

対象者で入っておられる方が35企業の184名ということなんですけれども、会員数に対する認識について多いと感じていらっしゃるのか、少ないと感じていらっしゃるのか、このぐらいの人数で適当なのかということの認識について教えていただきたいと思います。

また、会員増加に対する働きかけということで、何か特別にされていることがあったら教えていただきたいのと、働きかけをされているのであれば、それにどれぐらいの効果があったのかということについて教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○上村高義委員長 山田次長。

○山田生活環境部次長 まず、加入者数

に対する認識ということですが、この制度は昭和60年からスタートしまして、最大は平成8年に630名ということで加入がございました。そういう中で現状184名ですので減少しているということですが、本市の制度以外にもパートの方々のための共済制度というのはほかにもある中ですので、特に中小企業の非正規雇用・パートタイマー等の方々の退職金ということで、いずれかの制度に加入していただければいいと思っております。そういうことですので、若干人数は減っておりますけれども、現状としてはこの程度かなというふうには認識しております。

それから、広報についてなんですけれども、現状では窓口でお配りしておりますリーフレット、それから市のホームページということで、平成24年度には事業所の実態調査のおりに冊子をつくりまして、その中でもPRはしておりますが、昨年度については新規の事業所の加入というのではない状況でございました。

○上村高義委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ご答弁ありがとうございます。

今おっしゃられたようにこのパートタイマー等退職金共済制度というのは、昭和60年からパートタイムで勤務されている方の福利厚生のために全国に先駆けて始められたとお伺いしております。それで、今お聞きしました平成8年で630名もの加入があったということですが、現在は大分減って184名ということですが、先ほどちらっとお伺いしましたけれども、ほかでも同じような制度があるんですね。僕がちょっと調べますと、商工会でも似たような制度があって取り扱ってらっしゃるということなんですけれども、今どこかで加入さ

ればいかなとおっしゃいましたけれども、今あえて本市が退職金共済に取り組む理由というのがあれば、あえてということですが、お伺いいたします。

○上村高義委員長 杉本部長。

○杉本生活環境部長 パートタイマー等退職金共済特別会計には少し思い入れがありまして、私はこの初代の担当者でございまして、昭和60年に市内の事業所を回っておりましたのでお答えをさせていただきます。

少し古い話をさせていただきますけれども、その当時は商工会の特定退職金共済、また、国のやっている中小企業退職金共済、これはいずれもパートタイマーは除外ということで正規従業者のみという時代でありまして、それに対して本市として声を上げたということですので非常に意義のあるもので、全国的に視察等も多々ございました。沖縄から北海道まで来ていただきました。その中でさまざまな動きがあって、同様の制度をつくられた自治体もございました。ただ、その制度もやはりだんだん縮小してきました。これは、労働環境の変化により、派遣であるとか契約社員であるとかさまざまなものが出てきて、一概に我々が想定していたパートタイマーというイメージが大分かけ離れてきた。ただ、国とかもそういうことで中小企業退職金制度等にパートタイマーを取り組んできたということで、我々が思うところにも食い込んできたということはあろうかと思えます。本市の、今パートタイマー等退職金共済特別会計をあえてなぜやってるのかということになりますと、これはやっぱり先駆けてやったところの意地というか、そういうところもあると思えます。ただ、今の時代ですので、この退職金制度自体をどのように時代に合わせていくのか、果

たしてこの制度を市がやっていくだけの意義まで掘り下げてちょっと考えてみる必要があるかと常々考えていますし、この特別会計で持っていること自体についても庁内では議論がございます。ただ、パートタイマーであるから使い捨てでよいとあって、そういうことに対する異議を申し立てたことに対する思いは変わっておりませんので、そういったことも含めて今後またこの制度のあり方は検討したいと考えます。ただ、今まで加入されている方がたくさんおられますので、この方たちの福利厚生のために頑張っていくと考えております。

○上村高義委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ありがとうございます。

ご答弁をいただきまして、思い入れのある制度だということはわかりました。また、パートタイマーだから使い捨てでよいわけではないということで、いろいろと模索しながら現状続けていらっしゃるんだなというのもわかりました。ただ、時代の流れの中で、その時代のニーズによって市がやっていくことで求められることもどんどんと変わっていくものだと思います。その中で全部が全部残していけばいいということではなくて、どこかで取捨選択をしないといけないなというふうに思うところがあります。先ほども考えながら続けていらっしゃるということだったので、もう一度本当に求められている制度なのか考えて直してほかの労働施策などに転換していく時期にきてるんじゃないかなとも思いますので、もう一度検討していただきますようお願いいたします。

○上村高義委員長 ほかはございませんか。

増永委員。

○増永和起委員 このパートタイマーの退職金の問題では家族従業者の方もこの対象になるということで、私も、ほかのところでそういうふうな民間のいろんな制度もあるけれども、市がこういう形で退職金制度を取り組んでいることによって、家族従業者であるけれどもきちんと働き分を認めてもらって、この退職金というのにも入れるんだということをしごく喜んでらっしゃる個人の自営業者の奥さんだったんですけども、そういうふうにおっしゃったのをしごく覚えています。この家族従業者についての取り扱いについて教えていただきたいと思えます。

○上村高義委員長 山田次長。

○山田生活環境部次長 今委員からありましたように、市内で事業所を有する事業主の方であれば誰でも事業所にお勤めの従業員の方を被共済者として加入させることができる制度でございますので、家族従業者の方も対象になるものでございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 自営業の個人の方の家族従業者というのは、仕事をしているにもかかわらず仕事についての自家労賃部分というのが所得税法でも認められていない、配偶者でようやく80万円の控除があり、それ以外の家族従業者はわずか年間50万円の控除しかないという中で働いておられます。そういう中で、やはりしっかりと働き分を一人の人間として認めてもらうということは人権の問題だということで、所得税法の問題についてもいろいろな運動があるところです。女性が輝く時代などと言われておりますけれども、本当にその部分についてはなかなか日の目が当たらないという中で、

摂津市のこのパートタイマー等退職金共済の制度に入っておられる方の中には、非常に一人の人間として働いているということについてきちんと認められているという、本当に人権を認められているという思いだと、うれしい声を聞いてもいますので、私は、これは続けていっていただきたいなというふうに思います。

○上村高義委員長 山田次長。

○山田生活環境部次長 先ほどの答弁の中で、家族ということでもとめて答弁してしまいましたけれども、生計を一にする親族の方は対象外ということで、別の世帯ということであれば可能ということで、制度上、事業主は入れませんし、生計を一にする親族の方は加入できないということになっておりますので、改めてつけ加えさせていただきます。

○上村高義委員長 ほかはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時19分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

認定第3号の審査を行います。

補足説明を求めます。

堤保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 それでは、認定第3号、平成25年度摂津市国民健康保険特別会計決算認定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

国民健康保険制度は、団塊の世代の方が65歳到達により前期高齢者に移行されることで歳入歳出の枠組みが大きく変動してきております。そのような中、平成25年度におきましても、引き続き医療費の適正化、資格の適正化、収納率の向上を基本に国保財政健全化に取り組ん

でまいりました。

決算の内容といたしましては、歳入では前期高齢者交付金が5.7%の増となったものの、歳出では後期高齢者支援金が6.3%、介護納付金が10.2%の増となっております。また、共同事業においても拠出金が交付金を上回ったことなどから収支は単年度で2,833万7,799円の赤字となり、累積では4億676万9,389円の赤字となりました。

国保加入者総数は2万5,708人で、前年度に比べ年間平均で1.5%、382人の減となりました。加入者の内訳を見ますと、一般被保険者については2万4,386人で、前年度に比べ0.7%、168人の減、退職被保険者等につきましては1,322人で、13.9%、214人の減となっております。

それでは、まず歳入でございますが、決算書18ページ、款1国民健康保険料、項1国民健康保険料、目1一般被保険者国民健康保険料は、前年度に比べ0.9%、1,840万6,285円の増となっております。一般被保険者に係る1人当たり現年度保険料調定額は8万8,186円で、前年度に比べ0.01%、13円の減となっております。収納率は一般被保険者分全体で、現年度分が89.9%、滞納繰越分が14.2%となり、前年度と比べ現年度分1.0%、滞納繰越分1.4%の増となりました。

目2退職被保険者等国民健康保険料は、前年度に比べ11.1%、2,010万7,633円の減となっております。収納率は、現年度分が96.4%、滞納繰越分が24.7%で、それぞれ前年度に比べ0.6%の減、6.9%の増となりました。なお、不納欠損処分につきましては、延べ5,396件でございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料、

目1 督促手数料は、前年度に比べ9.6%、2万4,050円の増となっております。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金は、前年度に比べ4.1%、7,442万1,066円の減となっております。療養給付費等に係る32%が国庫負担率となっております。

目2 高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ9.1%、545万1,960円の増で、高額医療費共同事業拠出額の4分の1の交付を受けております。

目3 特定健康診査等負担金は、前年度に比べ2.8%、24万円の減で、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用について基準額の3分の1の交付を受けております。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金は、前年度に比べ11.8%、5,928万9,000円の増となっております。

20ページ、目2 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、高齢受給者証の郵送費等に係る補助金でございます。

款4 療養給付費交付金、項1 療養給付費交付金、目1 療養給付費交付金は、前年度に比べ4.6%、2,704万4,515円の増となっております。これは、前期高齢者及び後期高齢者に係る財政調整額の増によるものでございます。

款5 前期高齢者交付金、項1 前期高齢者交付金、目1 前期高齢者交付金は、前年度に比べ5.7%、1億4,463万5,601円の増となっております。これは、65歳以上の前期高齢者の医療費増加などによるものでございます。

款6 府支出金、項1 府負担金、目1 高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ9.1%、545万1,960円の増で、高額医療費共同事業拠出額の4分の1の交付を受けております。

目2 特定健康診査等負担金は、前年度に比べ2.8%、24万円の減で、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用について基準額の3分の1の交付を受けております。

項2 府補助金、目1 事業助成補助金は、前年度に比べ4.3%、52万4,670円の減となっております。精神・結核医療給付及び地方単独事業による国庫負担金減額に係る補助金でございます。

目2 財政調整交付金は、前年度に比べ3.2%、1,560万2,000円の増となっております。

款7 共同事業交付金、項1 共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金は、前年度に比べ9.3%、2,489万5,586円の減となっております。これは、1件80万円以上の高額医療費を対象に交付を受けたものでございます。

目2 保険財政共同安定化事業交付金は、医療費30万円以上に係る府下市町村国保による共同事業で、前年度に比べ2.7%、2,331万8,217円の増となっております。これは、1件30万円以上の医療費を対象に交付されたものでございます。

22ページ、款8 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、前年度に比べ17.7%、9,357万1,126円の増となっております。これは、保険料軽減分等繰入金の増などによるものでございます。

目2 保険基盤安定繰入金は、前年度に比べ0.2%、68万8,688円の増となっております。

款9 諸収入、項1 雑入、目1 一般被保険者第三者納付金及び目2 退職被保険者等第三者納付金は、交通事故等による第三者納付金でございます。

目3 一般被保険者返納金及び目4 退職

被保険者等返納金は、社会保険加入による国保資格喪失後の受診などに係る返納金でございます。

目5雑入は、主に70歳以上の一部負担金が2割から1割に軽減されていることに伴う指定公費分でございます。

続きまして、歳出でございますが、24ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、前年度に比べ15.5%、1,617万9,411円の減となっております。

目2連合会負担金は、前年度に比べ0.7%、1万4,828円の減となっております。

目3市町村部会負担金は、近畿都市国民健康保険者協議会の負担金でございます。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、前年度に比べ2.8%、36万908円の増となっております。

26ページ、項3運営協議会費、目1運営協議会費は、前年度に比べ23.1%、8万7,433円の減となっております。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、前年度に比べ2.8%、1億6,328万5,447円の増となっております。1人当たりの保険者負担額は24万3,460円で前年度に比べ3.5%の増となっております。

目2退職被保険者等療養給付費は、前年度に比べ5.3%、2,278万9,861円の減となっております。1人当たりの保険者負担額は30万7,020円で、前年度に比べ10.0%の増となっております。

目3一般被保険者療養費は、前年度に比べ15.3%、2,239万4,308円の減となっております。

目4退職被保険者等療養費は、前年度に比べ13.4%、122万2,963円の減となっております。

目5審査支払手数料は、前年度に比べ4.6%、76万4,704円の減となっております。これは、件数は増加しているものの大阪府国保連合会において手数料単価の引き下げがあったことによるものでございます。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は、前年度に比べ0.8%、600万560円の増となっております。1件当たりの支給額は5万3,802円で、前年度に比べ4.4%減となったものの支給件数が増となっております。

目2退職被保険者等高額療養費は、前年度に比べ3.5%、225万8,095円の減となっております。

目3一般被保険者高額介護合算療養費及び目4退職被保険者等高額介護合算療養費は、1年間の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が自己負担限度額を超えた場合に交付するものでございます。

28ページ、項3移送費、目1一般被保険者移送費及び目2退職被保険者等移送費は、執行いたしておりません。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は、支給件数134件で、前年度に比べ8.7%、494万5,627円の減となっております。

目2支払手数料は、出産育児一時金の直接払に係る手数料でございます。

項5葬祭諸費、目1葬祭費は、支給件数131件となっております。

項6精神・結核医療給付費、目1精神・結核医療給付金は、前年度に比べ6.3%、73万4,157円の増となっております。1件当たりの支給額は1,384円で、支給件数は8,935件でございます。

款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金は、前年度に比べ6.3%、8,080万9,921円の増となっております。これは後期高齢者医療制度への拠出金で、被保険者数に応じて社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございます。

目2後期高齢者関係事務費拠出金は、後期高齢者医療制度に係る事務費でございます。

款4前期高齢者納付金等、項1前期高齢者納付金等、目1前期高齢者納付金は、前年度に比べ4.0%、5万236円の増となっております。

目2前期高齢者関係事務費拠出金は、前期高齢者医療制度に係る事務費でございます。

30ページ、款5老人保健拠出金、項1老人保健拠出金、目1老人保健事務費拠出金は、老人保健に係る事務費でございます。

款6介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金は、前年度に比べ10.1%、5,029万4,876円の増となっております。

款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業医療費拠出金は、80万円以上の高額な医療費の再保険事業として拠出したもので、前年度に比べ9.3%、2,196万9,373円の増となっております。

目2保険財政共同安定化事業拠出金は、30万円以上の医療費の再保険事業として拠出したもので、前年度に比べ2.5%、2,157万4,368円の増となっております。

目3高額医療費共同事業事務費拠出金及び目4保険財政共同安定化事業事務費拠出金は、執行いたしておりません。

目5その他共同事業事務費拠出金は、

退職医療制度への切り替え勧奨に係る事務費でございます。

款8保健施設費、項1保健施設費、目1特定健康診査等事業費は、特定健康診査等の実施に係る経費で、前年度に比べ6.6%、312万1,128円の増となっております。

32ページ、目2保健衛生普及費は、前年度に比べ44.4%、1,155万2,114円の減となっております。これは、医療費適正化推進業務委託料の減などによるものでございます。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険料還付金、目2退職被保険者等保険料還付金は、過年度分保険料の還付でございます。

目3償還金は、平成24年度事業の確定に伴う療養給付費等負担金精算返還金などでございます。

款10予備費につきましては、執行いたしておりません。

款11繰上充用金、項1繰上充用金、目1繰上充用金は、平成24年度の不足額を補填いたしたものでございます。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○上村高義委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

市来委員。

○市来賢太郎委員 おはようございます。

それでは、質問させていただきます。

平成25年度の国民健康保険特別会計ということですがけれども、今ざくっと数字等をお伺いしましたけれども、一般会計の繰入金を10億円されながら、単年度収支では2,800万円以上の赤字で、累積でいいますと4億6,700万円の赤字ということですがけれども、数字を聞く限り大変な年だったのかなというふうに思います。それと摂津市の国保という

冊子の中を読みますと、1人当たりの療養諸費の保険者負担額と保険料収入額というので、療養給付費が毎年どんどん上がっていったのに保険料の収入額というのはそれほど変わらないという中で、25年度というのは本当にこの特別会計は大変だったんだなというふうにざくっと思いますけれども、その辺の特別に平成25年度というのはどんな年だったのかなというのを担当者所見と申しますか、特別に何かあったら教えていただきたいと思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、市来委員のご質問にお答えさせていただきます。

国保特別会計全体としまして、平成25年度はどういった年であったかということだと思えます。

まず、委員がおっしゃるように療養給付費のほうにつきましては、非常に毎年伸びてきております。国保につきましては高齢化が進んでおりますので、それに伴って医療費が伸びてきておる状況でございます。それに保険料については平成20年度から料率据え置きをしております。このような状況で摂津の国保に記載させていただいてますように、医療費は伸びておるにもかかわらず保険料の収入は余り変わっていないと、こういった状況になっております。実際、平成25年度の歳入につきましては106億9,173万9,931円、歳出は110億9,850万320円で、差し引き4億676万9,389円の赤字となったわけでございます。中でも、収納のほうにしましては、収納率は平成9年度以来となります現年度は90%を確保することができました。収納に関しては、こちらはかなり現場でも努力をさせていただいて、平成21年度以降もずっと伸び続けてい

る状態でございます。

それに伴いまして国の特別調整交付金というのがございまして、こちらは経営努力分というのがあります。国保の経営努力をした市町村については、特別に調整交付金をいただけるというものになっております。こちらにつきましても、前年度に引き続き平成25年度は交付を受けることができました。しかしながら、こういった状況もありますが、療養給付費の伸び、また前年度の療養給付費負担金の精算による返還ですね、それで共同事業の交付金が拠出金を下回った、こういったところが単年度赤字になったような状況でございます。

○上村高義委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ご答弁ありがとうございます。

療養費の伸びがすごく大変だったということと、今お伺いしますと収納率の向上で90%以上できたということで、それは素晴らしいなと思えます。しんどい中で、国保財政の健全化に取り組みれていらっしゃると思えますけれども、医療費の適正化、資格の適正化、収納率の向上ということでご尽力されていることだと思えますけれども、具体的にそれぞれどのようなことをされたのか、お伺いしてもよろしいですか。お願いいたします。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 まず、収納率の向上についての取り組みでございます。収納率の向上の要因としましては、現年度分についてはやはり未納を発生しない状況をつくると、これが一番重要だと考えております。その中で一番大きなものとして、口座振替の推進がございまして、口座振替をしていただいております世帯での収納率は、平成25年度で98.

7%となり非常に高い収納率となっております。平成23年10月から開始しましたキャッシュカードがあれば口座振替の手続きができますペイジーの導入により、口座振替でお支払いしていただいている世帯の割合も全体の44.1%となりまして、納付書でお支払いしていただいている自主納付の方の世帯割合を平成25年度は超えるという状況となっておりますので、収納につきましてはこの部分が一番大きいのかなというふうに考えております。

あと、資格の適正化につきましては、社会保険をお持ちであるにもかかわらず国保に加入したままとなっております方が、これは以前から多くございます。一定、整理はさせてはいただいているんですけど、やはり就職されても国保に加入したままでおられるといった場合ですね、いろいろ国保につきましては介護納付金とか後期高齢者支援金というのを、これは被保数に応じて支払う形になっております。社会保険に加入しておられるにもかかわらず国保に入ったままになりますと、その方の分も拠出をしなければいけないということになりますので、資格の適正化につきましては、社会保険をお持ちの方の申告の状況とかそういったものから本人さんのほうにご通知させていただいて、社会保険をお持ちであれば喪失の届けをしてくださというような通知を、社会保険に入っておられるというような方は年金のデータなどを活用しながらご案内をさせていただいております。

あと、医療費の適正化でございます。こちらにつきましては、まず1点、特定健診の推進というものがございます。こちらについては、平成25年度もこれまでに引き続き受診勧奨を努めてまいりました。もう一つ、ジェネリックですね。

こちらにつきましても年2回ですが、ジェネリックに変えられることによって100円以上安くなるという方を抽出しまして、ジェネリックをご利用しませんかというような勧奨のはがきをお送りさせていただいております。

もう一点、療養費の適正化というのがございます。こちらについては、柔道整復師、はり灸などに行っておられる方で頻度が高い方、よく回数行かれてる方について、本来国保の範囲はこういう範囲ですよといったようなご案内など、アンケートでの調査などをさせていただいております。

○上村高義委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ご答弁ありがとうございます。

会計がしんどい中、医療費の適正化、資格の適正化、収納率の向上で国保財政健全化に一生懸命取り組んでおられるということがよくわかりました。それであってもなかなかしんどい年だったので、平成26年度からは結果的に国保料金の値上げということになったんだと思いますけれども、今後の見通しなどが少しあればお伺いできたらなと思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 今後の国保財政の見通しというところなんですけど、非常に今難しいところでお答えにくいところではございます。共同事業というものがございます。これは府内で共同で実施しておる保険料平準化といったものを目的として行われておりますが、平成27年度、来年度からこちらのほうが見直しされることとなっております。1件30万円以上の医療費を府内の市町村で平準化させるというような事業でございますが、これが0円以上ということで範囲が拡大となります。これによって、府のほうから

資料をいただいた中では、現時点では保険財政共同安定化事業というものなんです、それが8億円ベースの予算となっておりますが、それが拡充されることで20億以上になるであろうと見込まれております。ちょっとこういった状況がございますので、その辺の今議論をされているところでございますので、その辺の情報が上でまた国保財政健全化に向けた取り組みをしてまいりたいと考えております。今現在ではなかなかお答えできない部分かと、申しわけございません。

○上村高義委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 なかなか難しい中、いろいろと外の状況も見て運営されていることだと思います。一応過渡期と申しますか、切り替え時期に来てると申します。いろんなことをご判断されながら平成29年に向けて国保財政取り組んでいただいていると思いますけれども、しっかりと先を見据えてご判断いただきまして、今後も運営していただきたいと思えます。以上で、要望とさせていただきます。

○上村高義委員長 市来委員の質問が終わりました。ほかにございませんか。

増永委員。

○増永和起委員 国保特別会計について質問をさせていただきます。

まず、歳入、20ページの前期高齢者交付金の内容を、先ほども簡単にさせていただいたと思うんですけども、それと平成24年度と比べてこの額がどうなってるのか、これはふえてると思うんですけども、幾らぐらいふえているのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

それから、歳出のほうで26ページ、款2保険給付費、これも平成24年度と比べてどうなのかということをお聞かせ

いただきたいと思えます。

それから、歳入の20ページに戻りまして、款7の先ほどもお話がありました共同事業交付金、これを平成24年度と比較して金額で教えていただきたいなど。

それから、歳出のほうの30ページ、款7共同事業拠出金ですね、これも平成24年度と比較をして教えてください。

それから、歳入の22ページ、目1一般会計繰入金、これは先ほど市来委員の方から総額でお話がありましたけれども、この中には法定繰入や法定外繰入が入っていると思いますが、その中で法定外繰入の保険料軽減分、これが摂津市が国保の保険料を下げるために独自に繰り入れてる分ということになると思いますので、これについて平成24年度と比較をして教えてください。

それから、35ページ、実質収支、今もお話がありましたけれども4億676万9,389円、これは累積赤字だと思えますが、繰上充用金になるものだと思うんですけども、単年度の赤字としては2,833万7,799円ということで、平成24年度の累積赤字と単年度の赤字についても教えてください。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 増永委員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の前期高齢者の内容と平成24年度との比較ということでございます。まず、前期高齢者というものでございますが、こちらにつきましては65歳から74歳の方を前期高齢者といひまして、国保、被用者保険など保険者ごとのこの年代の方、前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を保険者の枠を越えまして、それぞれの加入者数に応じて調整する制度でございます。前期高齢者加入率の全国平均を基準としまして、摂津

の前期高齢者の加入率から標準的な給付費を割り出しまして、その額を上回る場合は交付金が交付いただけることになっております。特に国保につきましては、60歳で定年退職されたら国保に入られる方が多くございますので、被用者保険と比較しますと非常に国保の加入率は高い状態になっております。平成25年度の概算での加入率で見ますと、国民健康保険、摂津の国保でございますが33%、全国の全保険者の平均が13%ですね。こういった状況になっております。

それと前期高齢者交付金の平成24年度との比較でございます。平成24年度は25億3,606万3,922円、平成25年度は26億8,069万9,523円と、前期高齢者の方の加入割合がふえてきておりますので、こちらにつきましては当然ながら伸びてきております。今後も引き続き伸びるものと見ております。

続きまして、保険給付費の状況でございます。保険給付費につきましては、前期高齢者にもこちら絡んではくるんですが、やはり年齢が高い方がご加入される割合がふえてきますと保険給付費は、医療を使われる割合もふえております。給付費につきましては、一般被保険者の給付費で見ますと、前年度決算と比べて1億6,000万円、約2.8%の増加となっております。被保険者数は年間平均で約180人減少しておるのでございますが、先ほど言いました65歳以上の方が400人増加しておる状況になっております。こういった状況から、給付費、被保険者数は減っておりますが、年齢が高くなられる方がふえてきておりますので、給付費がそれに伴ってふえている状況でございます。

続きまして共同事業交付金、平成24

年度との比較でございます。

まず交付金の歳入のほうでございます。共同事業、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業を足したものでございますが、平成24年度11億3,454万8,976円でございます。平成25年度は11億3,297万1,607円、交付金につきましては157万7,369円減少という形になっております。

次に、拠出金、共同事業の出すほうでございますが、こちらにつきましては平成24年度11億894万4,388円、平成25年度11億5,248万8,193円、こちらにつきましては逆に4,354万3,805円増加しております。いわゆるもらうほうが減りましたけれど、出すほうもふえたという状況になっております。

続きまして、平成24年度との一般会計繰入金の比較でございます。その中で法定外の保険料軽減分の繰り入れの部分でございます。決算ベースでございます。平成25年度3億7,593万6,922円、平成24年度につきましては2億7,454万9,394円、こちらが保険料軽減分の繰り入れとなっております。

続きまして、実質収支、平成24年度の単年度収支と累積赤字の状況でございます。

24年度、まず単年度収支でございますが、1,850万5,912円、累積で申しますと3億7,843万1,590円となっております。平成25年度、単年度で2,800万の赤字となりましたので、赤字につきましては増加という結果となっております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 平成24年度と平成25年度、歳入、歳出それぞれちょっと書き出してみたので、これを見ていただき

ながらお話を聞いていただけると、数字だけだとなかなかわかりにくいですが、少しでも足しになればと思ってつくってみました。

まずですね、前期高齢者交付金、これは健康保険同士で助け合いをというような形で、国保に前期高齢者が多いということで、社保から交付金が入ってくる。確かに、納付金もありますが、国保には今お話があったように前期高齢者が多いので、交付金のほうがもう一段と多いということになっていると思います。平成24年と平成25年の交付金を比較すると、1億4,400万円ほど交付金がふえています。納付のほうはもうほとんど、100万円単位のところですので、まあ6万5,000円ほどふえています、もう比べものにならないくらい交付がぐっとふえているというところだと思います。

今、先ほどからずっとお話にありましたけれども、療養費が非常にふえているというお話でしたが、保険給付費、療養費ですね、この金額を見ますと、確かに平成24年は72億4,065万3,520円、平成25年は73億5,533万3,405円ということで、1億1,467万9,885円ふえているんですけども、先ほどお話ししました前期高齢者の交付金の伸びは、この療養費を上回る金額で入ってきているわけです。先ほど前期高齢者交付金、これからもふえるだろうというお話でした。確かに、医療費の伸びというものはあるんですけど、それに対しては前期高齢者の交付金の増加によって補っていているというのが実情だと思います。

共同事業ですね、この共同事業の交付金と拠出金、先ほどご説明にもありましたように、これは大阪府内で行っているわけなんですけれど、これが平成24年

は11億3,454万8,976円が、平成25年は11億3,297万1,607円ということで、これはマイナスになっているわけですね。157万7,369円交付金が減っております。ところが拠出金のほうは、もう数字を言うのが長いので、差だけ言いますけれど、下のほうに黄色のラインを入れている分ですけれども、4,354万3,805円、これだけ拠出のほうかふえていると、両方合わすと4,500万円ぐらい平成24年のときと比べるとふえているというふうなことになっています。今、先ほど市来委員のご質問に対してのお話もありましたけれど、今、30万円以上ということで、共同事業行われておりますけれど、これが0円からということになれば、もう医療の給付費というのが、摂津で支払うということではなくなって、この全てこの大阪府のプールのほうに入って、そこから拠出交付ということになってくるんだろうと思いますけれど、その割合について、もう一度今どうなっているのか、今後はどうなるのか、案が2つほど出てきているというふうにお聞きもしておりますので、その辺を答えていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほどの保険料軽減分ですけれども、平成24年と比べて約1億ほど一般会計のほうから保険料軽減のために繰り入れをふやしていただいたということに平成25年はなったと思います。日本共産党もこの予算に関しては、英断であるということで賛成をいたしました。これによって、市民の保険料の料率が上がるということがなく、この平成25年は過ぎてきたと思います。

その1億円の繰り入れによって、国保に対してどうなったかという話ですけれど、確かに赤字は赤字、単年度でも先ほ

どおっしゃっていましたように、2, 800万円の赤字になっておりますけれど、繰り入れたおかげで2, 800万円の赤字ということで、そんなに大きな赤字発生ということではないということになると思います。で、累積赤字に関しても、4億676万9, 389円ということで、この間の累積赤字をずっと見てみますと、2008年は7億8, 000万円からあった累積赤字が、2009年には3億9, 000万円、約4億円のところまで下がって、それから2010年はもうちょっと上がりまして4億7, 000万円まで上がりましたが、また3億5, 000万円、3億7, 000万円というふうにならなくなって4億円前後をずっと累積赤字は移動しているという感じで、そんなに大きくがばっとふえたというようなことは、この間余りない状態です。

単年度の収支でいきますと、先ほど2, 800万円ことは赤字と言いましたが、昨年も1, 800万円の赤字ですが、2011年は1億1, 300万円の黒字であります。摂津市は赤字だったり、黒字だったりをずっとこの間繰り返してきて、累積赤字もふやすことなくやってきたと、この平成25年はその1億円を入れたおかげでその状態を維持したということであったと思います。

この姿勢を平成26年も続けていただければ、9, 000万円の市民への保険料値上げをすることなく、1億円の繰り入れをするということで乗り切っていただければ、この状態がさらに引き続いていったのではないかと考えます。市民にとっては、この1億円ほどの保険料負担というのは非常に大きく響いています。ここについては、本当に遺憾だなと、平成26年の値上げについては日本共産党も反対しましたけれど、やはり市

民に負担を押しかぶせるのではなく行っていただきたいなというふうに思っているところなんですけれど、先ほど言いました共同事業交付金、拠出金、この状態が新たなその内容で一体どんなふうになっていくというふうに考えておられるのか、まだ確定ではないということはおわかりしておりますけれど、案は出ていると思いますのでその中で摂津市の考えなども聞かせていただけたらなというふうに思いますし、それによっても今後ですね、摂津市に不利な状況に確定していくとなつたとすれば、また再値上げということがあり得るのかどうかということも、非常に懸念をしておりますので、ぜひお答えいただきたいなと思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、共同事業の今後の動向ということで、今現状どういう議論がされているかというところでございます。共同事業の保険財政共同安定化事業の見直しにつきましては、現在、大阪府におきまして研究会を立ち上げられまして、平成27年度に向けまして、広域化等支援方針策定に関する研究会というものがございます。この中で、財政ワーキンググループというもので共同事業の議論をされているところでございます。平成26年度につきましては、まだ7月に1度開かれたということで、その情報しかまだ入ってきておりません。今のところ議論はとまっているのかなという状況ではございます。

その中での案、2つ出ております。この資料の部分のご説明でございます。まず、共同安定化事業の拠出割合、これをどうするかというところが、大きなポイントとなっております。現行、拠出割合というものが所得割25%、被保険者割50%、医療費実績割25%と、現行

こういう形になっております。案で示されておるのが、一つ目が所得割50、被保険者割50、医療費実績割ゼロ、二つ目がですね、引き続き同じ割合で続けます。

この場合の摂津市での影響でございます。まず案1で申しますと、影響額、持ち出し額ですね、持ち出しのふえる額が2億4,000万円、案1の場合は2億4,000万円持ち出しとなります。案2の場合ですね、これ現行と同様ではございますが、ゼロ円化にすることによって案2で1億2,900万円、これだけの影響が見込まれます。ただ、抛出超過になった保険者に関しましては、激変緩和措置としまして都道府県の調整交付金で、超過額を補填するというものも示されております。

ここにつきましても、案1と案2によってこの激変緩和を対象とする要件というのが、今議論されておまして、この中で案1につきましては、保険料の据え置きなどをしていないこと。また、予定収納率が5ポイントを超えていないこと、というのが案1となっております。

案2におきましても、激変緩和の条件として、一般会計からの不適切な繰り入れ、根拠のない収入などに保険料を抑制するなどをしていないことなどが、こちらのほうにはより厳しい激変緩和の要件を示されております。

こういった部分につきまして、本市のほうとしましては、所得割をふやすということにつきましては、北摂各市大きな打撃を受けます。ここについては、北摂各市とも連携させていただきまして、この見直しについて強く求めているところでございます。特に激変緩和についても、きっちりとしていただけるようお願いをしておるところでございます。

今後、北摂につきましては箕面市のほうが、このワーキンググループの代表として出てもらっておりますので、箕面市とも連携を密にしながら、北摂の要望を通していただきたいと思います。

一般会計の繰り入れにつきましては、基本的には当然ながら特別会計、原則的には法定外からの繰り入れなく運営していくところでございます。

今後の見直しにつきましては、保険料についてはこういった共同事業の部分が非常に見通しがつきにくく、今議論のされている段階で、なかなか情報が入ってきておりません。このような状況で、保険料を平成27年度こういった形で設定するかというのは、こういった部分と、今、国のほうでもですね、基盤安定の保険者支援分というものが別でございまして、こちら以前から申しておりますが1,700億円規模の財政支援というのが検討されております。こちらにつきましても、北摂、大阪府内、全てが早期実現、平成27年度中には実現いただくように要望しておりますので、当然ながら法定繰入がふえるということであれば、それに見合った法定外繰入も減少はさせていかなければいけないものだと考えております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 今、摂津市の国保に関連して、広域化のワーキンググループで話し合われていることが、非常に大きく影響してくるというお話でした。今、所得割50、被保険者割50で、この安定化事業についてはやっているけれども、この所得割25、被保険者割50で医療費実績25、これが現在ですよね。これそのものですね、全国的に見たら大阪がすごく特殊なやり方であって、他府県

ではこの所得割というのを入れないで、被保険者割と医療実績で割っているというところがもうほとんどだというふうにお聞きをしております。この所得割を入れることによって、交付金と拠出金の割合が非常に大きく変わってきて、今でも大阪府下の中では、大阪市などは単年度黒字をこの間ずっと続けてきていて、非常に大きな累積赤字はあるんですけども、それがどんどん減少していっているという状況をお聞きしています。

摂津市のように赤字になっていってしまうというふうなところもありますが、この所得割50というのをなくして、全国のやり方と同じような被保険者割と医療費実績割ということでやると、この安定化の事業も決してそのマイナスには摂津市はならないというふうにお聞きもしております。

ましてやここに、医療費割を入れずに、もう所得割と被保険者だけで50、50でやってしまうと、この差はますます大きくなって、大阪府下のほとんどのところは非常にマイナス影響を受ける。幾つかの大阪市とかそういう大きな市だけがプラスになる、その落差がすごく激しいというふうにも聞いております。

先ほど前期高齢者の交付金のことで話をしましたけれど、大阪市などはこの前期高齢者の交付金も非常に大きい割合で入れられているので、こういうふうに関共同安定化事業でそこを助けないといけないというような状況ではなく、今、この前期高齢者の交付金それぞれがもらっている状況の中で、それぞれ財政がよくなってきている状況の中で、共同安定化事業の割り振りを偏ったやり方に変えるということに対しては、もちろん摂津市も北摂全市も抗議をしておられることだと思いますので、これについては引き続きぜひと

も抗議をしていただきたいと思うのですが、それが届かなかった場合ということもやはり考えていかななくてはいけないと思うのですが、それに対して大阪府下全体で統一保険料を目指すというふうなことも言われておりますけれども、法定外の繰り入れをもうなくしていくんだというふうなことも言われていて、それで今、先ほどおっしゃったような厳しい条件というか、まあ法定外の繰り入れをするところにはペナルティーをつけるぞというふうな内容なんだと思いますけれど、そういうことを全体としてやろうとしてきているんだと思います。

しかし、国保というのは、先ほどもお話がありましたように、現役の働いている方だけではなくて、もう失業された方とか、それから年金生活になられた方とか、相対的に所得の低い方が入っておられる。それはもう国民皆保険制度の下支えですから、そのためにつくられた国保ですから、ここには公費を投入するというのは当たり前なことだと思います。法定外繰入をできるだけなくしていきたいようなお話も今ちらっとありましたが、これは市民の保険料を抑えるためにぜひともふやしていただきたいというふうに思いますし、もしこういうふうに関摂津市にとって不利な状況で確定をしていくということになったとしても、摂津市はやはり保険料を上げないという姿勢を、しっかり示していただきたいと思います。

一般質問でもお話をしましたけれど、摂津市は北摂でも、大阪府下でもすごく安かった、北摂の中でも安かった保険料が、モデルケースですけど、40歳以上夫婦と子ども2人というところで、北摂の中でも上から数えて3番目というところまで保険料上がってきています。

一般質問のときには時間がなかったの

で紹介はしませんでした。豊中市などは摂津市よりも低くなっています。これは、去年、ことし豊中市は国保料を値下げをしております。大阪府内統一保険料というふうに言われますけれど、みんながそこへ向けてどんどん上げていったら、その統一保険料すらもどんどん上がっていくということになります。今、やっぱり摂津市が低いところで頑張っておそ、大阪府下全体にもし統一保険料になっても、それは高い保険料にならないということにつながるのではないのでしょうか。やはり、こここのところは市民の暮らしを一番に考えていただいて、どういう事態になろうともしっかりと法定外の繰り入れもしていただいて、市民の保険料を上げないというその姿勢をぜひともお願いしたいと思います。

最後にご答弁をお願いします。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 まず共同事業に關しまして、今後の部分でございます。

確かに共同事業拡充されることによってダメージを受けるというのが今の案では見えてきております。ここにつきましては、先ほど申しましたように、北摂各市で要望をさせていただいて、議論をこれから今後進めていくものだと思っております。

また、法定外の繰り入れにつきましてですが、ここにつきましては現在、都道府県化に向けまして国と地方との協議というのが、一度7月に中間報告がされました。その後、また10月に新たに議論を始めるという情報も入ってきております。この中でやはり、一般会計からの法定外繰入、国保につきましては全国的にここが多いというのが、やはり論点として挙がってきております。こういった部分につきまして、やはり国としても、こ

こを解消すべき財源ですね、投入というのをやはり今後検討されていかれるものだと思っております。その中で、先ほど申しました1,700億円に加えて、また新たな財源投入としまして後期高齢者の総報酬制ですね、こういった部分で浮いた分を国保に回すというようなのが、今後、後半戦の国と地方の協議で議論は進められるものと思っておりますので、そのような状況を見ながらですね、本市の保険料設定につきましても検討してまいりたいと考えております。

○上村高義委員長 堤部長。

○堤保健福祉部長 少し補足をさせていただきます。

共同事業のあり方につきましては、所得割を採用している都道府県というのは非常に少ないのは、ご指摘のとおりでございます。前々回になりますが、この制度ができたときに、北摂は所得が高いということで、非常に共同事業の拠出金がふえたという経過がございます。所得割が25%になったときですね。それで、今回につきましては、大阪府の第1案、第2案ということで先ほどご紹介ありましたけれど、第1案では所得割を50%にすると。所得が高い北摂が何を言っているんだということで、大阪府下の市町村も前々回のときには、あまり北摂の味方にはなっていないだけなかったというような状況がございます。

ただ、この所得割を50%にして医療費割をなくすということにつきましては、これは私どもが以前から努力しております医療費の適正化という努力を、全く認めないものであります。2025年に向けて医療費がどんどん膨れていく、10年間で1.7倍ぐらいになると言われています。その中で、医療費の実績を全く無視したこういうやり方は到底私どもも許

されるものではないと思っています。

ですから、北摂市長会を通じまして大阪府にも要望しておりますし、さらに森山市長が、現在、大阪府市長会の会長でもございますので、そういったことも考えながら、私どもも医療費の実績割をなくすということは、これは本来あってはならんことだと思っておりますので、強く大阪府に対して申し入れをしているところでございます。

あとペナルティーの話、あるいは大阪府で統一保険料を目指していくのかというあたりなんですけど、先ほども申し上げておりますように、はっきりと今何も示されていないという状況でございますので、本市としてはそういう努力をしながら見守っていきたくて考えております。最終的に、限られた財源でございますので、一般財源をどれくらい投入できるかというのが、財政とも今後も話し合いをしていかなければならないものです。ペナルティーの話が現実であれば、料金改定については、そのときには改めてお示ししなければならないような状況も考えられます。そこのところにつきましては、もう少し議論が進んで、国の1,700億円の投入ですとか、あるいは大阪府の第1案、第2案、ペナルティーの状況とかですね、もう少し明らかになってから、改めてお示しをさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 今すぐに答えが出るような中身ではないと思っておりますし、努力されて不公平なやり方に対してはきっぱりと反対もしていくということで、おっしゃられているので、そこは本当に頑張っていたきたいなというふうに思いますけれど、どういう形になったとしても、やはり国保というのは市民の皆さんの健康

を守る大切な制度です。制度を守るということももちろん必要ですけれども、そこに入っている人たちが守られるということが、本当に大事なことだと思います。社会保障の制度であるということで、この保険料が高額なために本当に差し押さえにあたりとかですね、いろいろなことも起きています。そういうふうなことにつながらないために、本当に払える国民健康保険料にさせていただくという、ここをまず第一の姿勢としてこれから考えていっていただきたいと思っております。

先ほど、2億円とか1億円ぐらいの持ち出しがあるというふうなお話もありました。これからあと介護保険特別会計の中で1億円を超える基金があるやないかと言ったら、また恐らくそんなに大きなお金ではありませんというふうな話が出されるんだろうなと思っているんですけども、市にとって1億円、2億円というものと、それが値上げとして市民にかぶってきたときに、その金額が本当に大きくなっているということについては、ぜひ考えていただきたいですし、その今お話のありました都道府県化の中の議論の中でも、国保の加入者、中所得者、低所得者、国保に対しての国保料の負担が限界に来ているというようなことも、議論の中では出ているというふうに言われています。ぜひとも、その姿勢で保険料上げないということを強く要望して終わります。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

村上委員。

○村上英明委員 今回は国保特別会計であります。基本的には、また私個人の考えは、この特会は特会の中で運営していくというのが、基本的なベースなのかな

というふうに思うわけでありませうけれど、その中でちょっと3点ばかりお尋ねをしたいなというふうに思います。

まず1点目は、先日の一般会計のときでも若干申し上げましたけれど、歳入の面ですね、18ページのところでありますけれども、収入未済額のことです。これもこの平成24年度から見れば、平成25年度で減っているというふうなこともあるのですが、中身的には、先ほど収納率の件とか、また変な言い方すれば、不納欠損といったことですね、いろいろとあったかと思いましたが、若干減っているというような数字であるかと思いますが、金額とすれば9億9,659万円ということで約10億円にも達してきているというふうなことでございます。この対応について、1点目お尋ねをしたいなというふうに思います。

2点目が、歳出のほうで26ページのところでありますけれど、コンビニ収納代行業務委託料というのが計上されているということで、これも予算から見れば約3分の1の決算になっているということだと思っておりますが、この3分の1になったという経緯と、このことをどう捉えておられるのかということで、2点目お尋ねをしたいなというふうに思います。

もう1点、3点目なんですけど、決算歳出、32ページというところなのですが、後発医薬品普及促進委託料というのが計上されているというふうに思います。これも予算から見れば、決算の約4分の1になっているというふうなこともあると思うのですが、この中身と、この4分の1になったということはどういうふうに捉えておられるのかということについて、お尋ねをしたいなというふうに思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、村上委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず歳入の収入未済額、保険料の収入未済額の件でございます。約10億円になっております。これの対応でございます。先ほどの市来委員の答弁にもちょっと重なるところがございますが、収入未済額につきましては、当然ながら、まず現年分で滞納繰り越しをさせないという部分がまず第1点でございます。ここにつきましては、先ほど申し上げましたように、口座振替の推進等でございます。

次に、滞納繰り越し分でございますが、こちらにつきましても収納率自体は年々上がってきております。こちらにつきましては、現年分を納めていただくと同時に、滞納分についてもあわせて納付いただくように、窓口でできる限り完納になっていただくように、納付相談においてお願いしているところでございます。現年分を納めながら滞納分というふうになってきますので、滞納分に厚みを持ったお支払いというのは、難しい状況ではございます。そういった部分もありますので、滞納につきましては一気に解消というのは厳しいのかなと。しかしながら、こういった部分につきましては、納付の意思がない方につきましては、やはり毅然とした対応で、滞納処分もさせていただかないいけないと思っております。こういった部分にも、実際はさせていただいております。ただやはり、自主納付が原則となっておりますので、できる限り接触に努めまして納付いただくように、ここは根気強く対応しているところでございます。

次に、コンビニ収納の、当初予算との乖離の部分でございます。コンビニ収納につきましてはですね、平成24年度から実施を開始させていただきました。平

成25年度の予算計上に当たりましては、平成24年度からさせていただきましたが、導入当初どれぐらいの件数があるのかというのが、なかなか見込みづらいところがございましたので、先行しております税のほうの情報などを見ながら予算計上をさせていただいております。しかしながら、申しましたように口座振替がふえてきておりますので、コンビニ自主納付の部分ですね、この辺の割合が減ってきておると、そういった部分でなかなか見込みが難しかったという部分がございます。2年たちましたので、平成27年度以降は適正な予算組みをしてきたいと考えております。

続きまして、後発薬品の勧奨委託につきまして、これまで民間の業者のほうで委託を行い、ジェネリックの勧奨をさせていただいておりますが、平成24年度からですね、国保連合会のほうがですね、新たにジェネリックの勧奨のほうを始めましたので、国保連合会のほうに24年度から委託を変更させていただいております。これによって、非常に委託単価が安くなりましたので、そういった部分です。ただ、件数につきましては、年度途中でございましたので、どれぐらいあるかというのが決算を見ないとわからないところがございましたので、予算組みでは一旦、多くとらさせていただいておりますが、平成24、25、26年とやることによって、こちらにつきましても平成27年度ですね、一定精査した予算組みができるのかなと思っております。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 1点目の収入未済額の件でありますけれど、例えばこの収入未済額がもし半分になればという仮の想定なんですけど、そういうふうになれば、この都道府県化というか、この平成29年

ですね、その件で赤字の解消もできるというようなこととか、また一般会計からの繰り入れもなしでも何か運営できるのではないかという、数字の話なんですけれどもね、そういういろいろとお話もございますし、私もそういうふうを考えているところなんですけれど、やはり確かに、大変厳しい方もおられると思いますし、また担当の方も現年分も徴収しながら、この滞納分も徴収するという面では、本当にこの分割納付のことであるとか、いろいろと本当に丁寧な対応をして私はいいただいているのではないかなというふうに思うんですね。そういう中であるんですけれど、やはりこの数字上から見れば、やはりこの収入未済額というのはやっぱりなくしていくということが、本当に大前提でいろいろと対応していくというのが基本ベースなんだろうなというふうに思います。

そういう意味で、先ほどからも本当にこの共同事業の拠出金の件とかですね、ということで今後のこととかいろいろとお話もございました。市民の方においては、やはりこの自分の病院に行ったときの医療費を削減するということではあるんですけれど、今、健康増進ということで、結構ウォーキングをされている方がふえているんじゃないかなと思いますし。また、そういう方々からもですね、この自分の医療費もそうなんだけれど、市全体の医療費の削減にもつながっていくことを考えれば、本当に小さな小さな動きかもしれないけれど、こういうウォーキングという一つのことを通じて、健康増進がどんどん市内に広がっていけばというようなことも、言われておられましたので、そういう意味では、これからはしっかりと健康増進もしていただけることも、普及啓発もやっていかなければ

ばいけないということでもありますし。また今本当に、この11月ですかね、鳥飼コースですかね、ウオーキングコースが新たにまたできるというようなこととかですね、市内の方々のウオーキングの意識がだんだん高まってきていると思うんで、そういう意味では健康増進も含めてお願いしたいなというふうに思いますけども。やっぱりこの収入未済額ということも、きちり払っておられる方との公平性とか、その辺も踏まえて、この現年分もそうですが、滞納分もしっかりとまた丁寧な対応をしていただいて、徴収をまたお願いをしたいなというふうに思います。

また先ほど一般会計の繰り入れという件もそうなんですが、ある市民の方からすればですね、やっぱりこの一般会計を入れるということであれば、社会保険に入っている方からすれば、社会保険にも払っている、かといって国保にも払うようになる、二重払いになるんちゃうかというようなお話も言っておられる方もおられますので、そういう意味では、こういう収入未済額、また削減をしていただいて、健全な対応をお願いしたいなというふうに要望としておきますので、よろしくお願ひいたします。

それから、コンビニ収納の件でございます。

普及啓発というのは、何かもうひとつなのかなというふうな感じもしますし、また口座振替とか、また窓口でのペイジーの関係とかですね、そういう普及もあっていろいろと二重、三重の形での収納という形でされているという中で、このコンビニ収納がどうなのかなという面もあるのですが、やはり24時間払えるというようなメリットもありますので、そういうメリットをしっかりと普及していた

だいて、収納率が上がっていくようにこれをお願いをしたいなと、これも要望としておきます。

3点目の後発医薬品の件であります。本当に医師会というのですかね、ご協力をさせていただきながら、このジェネリックの普及もしっかりとさせていただいていると思うんですけど、まだ市民の方からですね、ジェネリックがまたそのときの担当の医師の判断だと思のですが、なかなかこのジェネリックというのがもらえていないという方もお耳にしますので、そういう意味ではまた医師会の方にも協力を得ていただきながら、ジェネリックの普及に取り組んでいただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。これも要望としておきます。

○上村高義委員長 村上委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 私のほうからは、保険料に係るというか、広域化の点で先ほどもずっとお話しされてますけれど、一つだけ確認をさせていただきたいと思ひます。

この14日部長会でね、市長からも、決算は来年度予算につながるということで大切な審査だと、述べられておりますので、まず国保会計からの流れのことについても確認をしていきたいと思ひしております。

決算書22ページにありますように、平成25年度予算では約1億円の保険料の軽減繰り入れを行っていただき、非常に高く評価をしたいと思ひます。

そして、また先ほども議論ありましたが、ペイジー振替や振り込みの増加ということで、保険の収納も改善してい

るということも、よいことだと思っております。

しかしながら、先ほどからも議論ありました繰り上げ充用、3億7,800円余りになって、35ページの収支では4億円を超える赤字の改善ということまでにはなっていない、こういうことなんですけれど、ことしの予算では軽減繰り入れはなくなったということで、保険料の値上げにつながりました。

市はことしの値上げについて、国から広域化、府一元化のゴールだけは決められて、急な保険料の値上げは避けていきたいというようなことも説明されておりますけれど、広域化までに国保の健全化ということなんですけれど、先ほどからの議論を見てますと、本来なら、国が市民負担、医療に負担をかけないためにお金を出さないといけないところを、福利厚生の上という立場で自治体が繰り入れを行って、保険料負担をかけないということに補完してやっているわけですよ。これをしてはいけないという押しつけというのは、もう自治体のあり方の否定ではないかと私は思っているんですけれど、先ほどのレセプトの方針でも、繰り入れを行わない方針、これをやらないと激変緩和やらないよとか、要するに出口をどんどんふさいでいっているわけですね。で、国保の一元化までの健全化ということですけども、これから3年間、ことしも含めてですけど、保険料の値上げで埋められていくということにならないかということですが、繰り入れをやってはいけない、でも健全化はしなくてはならないということになると、これはもう保険料を上げていかなとだめですよという方針を、国はというか広域化は、方針は出しているのかと思ひまして。しかし一方で、この広域化の前に、国保会計の

基金が積み上がっているところでは、ことしから保険料の引き下げがどんどん、先ほども増永委員も言われていましたけれど、引き下げの実現もされています。3年間で基金を取り崩していくということになるのかもしれませんが、広域化方針で、摂津市の場合は赤字ですね、累積赤字、赤字の解消、それから基金が積み上がっているところですね、これを取り崩し、こういったことをどういうふうに扱いをされているのか、広域化方針でこの累積赤字をどうするのかと、これまで摂津市、自治体が国保を運営して、それがまずかったということなのかどうかはあれですけど、これをこの3年間で保険者の負担で穴埋めしていくというのは筋が違うと思うんです。先ほど言ったように、ペナルティーをされるからその繰り入れをしない、この繰り入れをしない分の本来なら国とか、公が保険料軽減のために手当しなければならぬことをやらないから、現在の保険者に負担をかぶせていく。こういったやり方というのは、やっぱり筋が違うと思いますので、この累積赤字とか、広域化方針、先ほどのレセプトの来年からスタートすることも含めて、保険者に負担をかける点で、どういう方針を持つのか。その辺をお聞きしたいと思ひます。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 国保制度そのものの部分が大きいのかなと思ひます。非常に国民健康保険の制度につきましては、昨年末のプログラム法案で都道府県化が示されました。前回もお話しさせていただいたんですけど、国保制度ができて以来の一番大きな改革となっております。そのような中、今現在、国と地方において、今の国保、市町村の今の実態を見て

どうして進めていくのかと、どういった運営をしていくのかというのが議論をされておりまして。

そのような中で、先ほども申しましたとおり、一般会計の法定外繰入というのに頼っている市町村が多いと、ここを何とかしなければいけない。当然ながら知事会のほうにつきましても、財源をふやしていただくように強く求めておられます。このような状況がございますので、やはり市としてですね、どういうふうに進めていくかというのを、現時点でなかなか答えづらいところではございます。法定外繰入につきましても、やはり保険料の法定繰入をふやしていただけるということであれば、当然ながら減らしていかなければいけないと考えております。

そういった部分で保険料率がどうなっていくのか、保険料がどういうふうに変動していくのか、そこにつきましては共同事業等、前期高齢者もでございます。こういった動きで保険料がどういうふうな結果となるのか、保険料といいますのは、やはり歳出額が決まって、その中から歳入、国、府や共同事業からいただく部分を除いたものが保険料として賦課させていただく部分になりますので、やはりこの辺が決まらないことには、保険料というのがなかなか見通しというのが立てにくい状況ではございますので、現時点ではここぐらいまでしか、ご説明はできないかなと思っております。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 これ以上言えないという議論で私ら納得して終われないんです。いいですか、先ほどの法定繰入が非常に多い、当たり前なんです。これは繰り入れに頼っているとかが言われましたけれども、繰り入れに頼っているんじゃないで、

保険者の負担をふやさないために福利の厚生を図るとい自治体としては当然の仕事として、国がやらないから補ってやっているわけですね。これをだから要するにやってはいけないというふうにするにやればいけないと私は思っていますけれど、本来なら法定軽減というのを国がしっかりやらないといけないところを、自治体が補っているわけですから、それでかかった療養費というので国、府で出す割合を決めて、これ以上出さないよと、もう絶対これ以上出さないというようなところで、残りが保険料という話ですから、残りはどんどんふえていったら、どんどん保険者に負担がかかると、こういう仕組みになっているわけなので、これをしっかりと国に求めて、かつ広域化のために赤字の部分とか、それこそ積み立てている分はどうするのか、市に戻しちゃっていい、これは国保だけのお金ですから、市に戻していいわけではないと思うのですが、こういったものもどういうふうに使っていくのかというの、しっかりと国に責任を求めて、ほんまに保険料にしか出口がないという議論をやめていただきたいと私は思っているんですけども。まだまだ国に要望をしっかりと上げていっていただかないと、スタートできないと思うんです。だから、こうなっていますから、法定繰入もないですし、市からの繰り入れもできませんからという話で置いておくと、来年この分、保険料にはね上がるということになりませんか。だから、保険料にはね返さないように、どうしていくのかという形をもう少しお答えいただければと思います。これしか言えませんが、私ちょっと納得できません。

○上村高義委員長 府への要望をどうされているかということも含めてね、答弁お

願います。安田課長。

○安田国保年金課長 確かに最終出口が保険料というのは、保険料に頼らざるを得ないという意味ではございませんで、当然ながら国、府に負担をいただくのが、ここは強く現在求めているところでございます。大阪府市長会を通じまして、国のほうへの要望ですね、財政手当をふやすような要望はしております。共同事業につきましても、先ほど答弁させていただきましたが、過度な負担とならないような要望ですね、こちらにつきましても北摂ブロックを通じて、強く一丸となって要望しているところでございます。

こういった部分につきましては、やはり市として非常に努力はさせていただいております。また、歳出の部分につきましても、やはり医療費、ここを抑えないとどうしても入がふえたとしても、やはり保険料で転嫁されてしまいますので、やはり出としましてもやはり医療費を抑えるという医療費削減のほうの努力も、国保の現場としてはさせていただいております。

最終的にそういった結果、保険料としてどうなるかという部分になってきますので、そこについては最終的にそちらが決まっていって、保険料が確定するものということでございますので、そこはご理解いただければと思います。

○上村高義委員長 堤保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 先ほどのご質問で、1点、累積赤字をどうするのかという話がございました。累積赤字につきましては、これまでやってきたやり方では、単年度の収支の均衡を図ることを目的にしておりますので、過去の累積赤字を消しているわけでは決してございません。今後も、方針としてはそういうことで臨みたいと考えておりますし、府下で

は、何十億という単位の赤字のところもございまして。都道府県化に当たっては、ある一定起債とかそういった仕組みも認められるのではないかなと思っております。

本市の場合どうするのかにつきましては、その方針が示された段階で、お示しをさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 先ほど起債の話もできました。まあ赤字の分はそれこそ起債とかいうような形で、持ち越していくという可能性もあるわけですね。これ、現在の被保険者にかけていくというのはやっぱり筋が違うと思えますし、先ほどもその国の方針、府からの押しつけではありませんけれど、被保険者に負担をかけないという点では、この広域化までに一般会計繰入をやらないという方針ではなくて、これ以上保険料を上げないというためには、これはもうペナルティーが云々というような話があります、それを超えてでもやはり被保険者に負担をかけない繰り入れというのは、やっぱり考えていくべきだと思います。まあそれは要望にしておきます。

広域化には、まだまだハードルがあると思うんですけども、予算ではそれこそ市独自の軽減制度や、一部負担金の軽減制度が市での継続ができるのかなども今後伺っていきたいと思っております。

○上村高義委員長 山崎委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時51分 休憩)

(午後 0時57分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

続きまして、認定第8号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 摂津市には現在この後期高齢者医療制度に加入しておられる方、何人ぐらいいらっしゃるのかということと、それから、普通徴収と特別徴収の額が、普通徴収も結構多いのかなというふうに思うんですけども、滞納額というのも発生もしておりますが、こういう中で、この後期高齢者医療制度に加入されていらっしゃる方は75歳以上の方であります。こういう方々に対して、資格証の発行であるとか、また滞納に対しての差し押さえや換価というふうなことが行われていることはないかということについてお聞きしたいと思えます。

それと、160ページの款2後期医療費の納付金です。同じ摂津市にお住まいであるのに、75歳になった途端、後期高齢者のほうに、摂津市の国保とかに入ってもらっちゃった方も抜けて、そちらの後期高齢者のほうに入るということになってしまうわけなんですけれども、摂津市の国保の場合でしたら、医療費で大変困るといふようなことがあったときには、一部負担金の免除の制度などが使えるのですけれども、後期高齢者の制度になりますと、非常にこの制度が使いにくいものになっております。一部負担金の免除の制度、後期高齢者のほうに行かれた方の中で、どれぐらい利用件数があったのか、これについてもお聞かせください。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 増永委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目、後期高齢者の被保険者の数でございます。年度末数値でございます。平成25年度末、平成26年3月の人数でございますが、7,445人、こちらが被保険者の数字でございます。ちなみに、後期高齢者ができました当初の平成20年度末の被保数で言いますと、5,502人となっております。

続きまして、普通徴収、保険料滞納の件でございます。

資格証の発行の状況でございますが、後期高齢者で資格証を発行させていただいている方はございません。あと、差し押さえの状況ですが、平成25年度まではございませんでしたが、平成26年度、1件だけ執行させていただいております。

次に、一部負担金免除の件数でございます。

平成25年度につきましては、一部負担金免除は、摂津市では0件となっております。これまでで言いますと、24年度、1件、災害で受けられた方はございます。平成23年度も0件、平成22年度も3件、災害で受けられております。府内全体で見ると、認定を受けられた方は19件となっております状況でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 後期高齢者の方はだんだんふえてこられていることだと思えます。

そもそも、資格証に関しては、以前の法律では、75歳以上の方には資格証を発行してはならなかったというふうに思っています。それが途中で変わっていきました。この後期高齢者の医療制度に移られて、高齢の方なんですけれども、摂津市は引き続きずっと資格証を発行せずということで行っておられると思えます。資格証の発行に関しては、政府のほうか

らも、後期高齢者の方に関しては慎重にということも出ていると思いますので、引き続き、これは資格証を発行するようなことにならないように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、差し押さえに関して、1件あったということですが、もう少し具体的な内容、できる範囲で結構ですので教えていただきたいというふうに思います。

それから、一部負担金ですが、これも0件ということですが、国民健康保険のほうで、平成25年度で結構ですので、何件、一部負担金の減免制度を使っておられるか、教えていただきたいと思ひます。

制度の内容が、摂津市が行っている部分と、それから、後期高齢者のほうの一部負担金の条件が大分違いますので、中身が本当に合わないということも、大きくこの件数が少ないということにあるのかなと思ひますので、両方の制度の違いについてもご説明いただけたらなというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 差し押さえ1件の内容でございます。

1件の方なので、あまり具体的にはお答えはしづらい状況ではございますが、国保から後期に移られた方でございます。これまでも、保険料につきましては、一定、現年分は納めていただいていたんですが、少し、ちょっと滞納分が残っている部分がございます。後期に入られた当時の部分も少し残っております。そこにつきまして、本人とも、こちらにつきまして大分お話をさせていただいております。本人につきましては、資産をお持ちということも確認させていただいております。そういった状況ですので、本人

にも話は充分させてもらって、了解済みという状況での差し押さえとなっております。

続きまして、国保の一部負担金の件数ですが、こちら、平成25年度分になりますが、件数で申しますと、一部負担金免除59件、国保のほうはいたしております。それと、国保と後期の免除の内容でございます。

国保につきましては、生活保護基準を用いまして、基準以下の方には該当して、一部負担金免除の適用のほうをさせていただいております。

後期の一部負担金免除の要件でございますが、後期高齢者被保険者の属する世帯において、過去1年以内に災害を受けられた方、事業の休廃止で失業等により収入が減少した方、世帯主の死亡、もしくは心身に重大な障害を受け、また長期入院したときのいずれかに該当したことにより、住民税が減免され、または被保険者の属する世帯の収入が生活保護基準以下で、かつ預貯金額が生活保護基準の3か月以下となった場合で、一部負担金を支払うことが困難と認められるときは、6か月に限り、一部負担金が免除されるということになっております。平成25年度4月からですが、被保険者でなく、世帯主以外でも、住民票上の同一世帯で、生計を主として維持するものが事由に該当する場合も申請可能となったということで、変更されているのというのがございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 差し押さえの問題については、本人もご了解済みというような内容ではございましたが、やはり75歳を超えておられる方、いろんな事情があつて滞納になっているということはあると思ひます。これに関しては、本当に

慎重に行っていただくように、差し押さえをすることのないようにとお願いを申し上げます。

それから、一部負担金ですけれども、国保のほうは加入者がもっと多いですから、分母が違ふとは思いますが、それでも、摂津市の場合は、大阪府下でも一部負担金の免除を利用されている方が多いということで、摂津市のほうで親切、丁寧に、そここのところは対応していただいていると思っております。75歳になった途端に、本来なら、そういう方こそ、この病院に対してのお金、治療費について、不安のない状態で過ごしていただくということが必要だと思っておりますけれども、それが災害であるとか、そういう特別な場合でない限りは使えないというふうになっているというのは、非常に問題があると思っております。できるだけ使える条件のある方には教えていただいて、こういうものがありますよということで、広報もしていただくというふうなこともぜひお願いをしたいと思いますし、また、その後期高齢者のこの医療のほうの制度として、もっと改善がなされるように、ぜひとも声を上げていただきたいと思いますというふうに思います。これは要望にしておきます。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 それでは、後期高齢者医療特別会計についての確認もしていきたいと思うんですが、これは、制度そのものはもう国の制度で、広域連合でやられておりますので、なかなか摂津市から言うて、制度そのものの改善というのが非常に難しいということはわかっておりますけれども、しっかり摂津市の高齢者

のやっぱり生活を守る、医療を守るという点でご努力いただきたいと思いますと思っております。

この制度そのものは、2年ごとの保険料の値上がりで、6年間でじわじわとふえてきているわけです。そういう中で、厚生労働省では自己負担金、医療費窓口負担なんかも引き上げていこうというような論議もされてます。

この間の15日の厚生労働省の審議会では、特例で9割軽減を行っている後期高齢者の保険制度ですけれども、この平成28年度から廃止の方向というのが打ち出されました。もう、この制度そのものが存在する限り、少しずつ悪くなるということがもう証明されてきている制度なんです。

ですから、こういうところで、高齢者福祉の原点に立ち戻って、もう医療が欠かせない75歳以上の高齢者の医療については、負担の軽減を図っていく内容というものをしっかりと国に求めていただきたいと思います。それこそ、この平成28年度からの9割軽減なんかがなくなっていく、負担がふえていくというときには、まだ予算のときにも話をしますけれども、一般福祉施策でも、高齢者の福祉、負担の軽減の施策をやっぱり摂津市としても持つような検討もしていただきたいと思いますと思っております。意見だけ、お願いします。

○上村高義委員長 山崎委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時10分 休憩)

(午後1時13分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

続きまして、認定第7号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

市来委員。

○市来賢太郎委員 それでは質問させていただきます。

介護保険特別会計ということですが、決算概要を見ましたので、ページ番号をそれで申し上げますので、ご協力をお願いいたします。

まず、概要254ページに、項1、目5居宅介護住宅改修費給付事業と、項2、目4の介護予防住宅改修費給付事業と、似たような事業がありますけれども、それぞれのどのような事業なのか、違いなどを含めて教えていただきたいと思っております。

続きまして、256ページの介護保険啓発事業、介護の日のイベントなどに係る介護保険制度の啓発とか書いてますけれども、具体的に介護の日のイベント、どのようなものを開催されたのか、教えていただきたいと思っております。

続きまして、258ページの介護給付適正化事業、給付実績チェック委託料とありますが、どんなチェックを委託されているのか、内容を教えていただきたいと思っております。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、住宅改修に係るご説明と給付適正化の件について、ご答弁をまず申し上げます。

介護保険の決算概要の254ページに、居宅介護住宅改修費の給付事業と、よく似ております介護予防住宅改修費給付事業でございます。

これにつきましては、介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態、

また要支援として手助けをするというような取り組みがございまして、それぞれとも条項が違います。この条項によりまして、それぞれ予算計上しておりますので、基本的には改修内容は同一となっております。今回、工事事業の限度額につきましては一律20万円となっております。給付費としましたら18万円の給付を行うという条件でございます。

次に、決算概要の258ページ、介護給付費適正化事業の給付実績のチェックの委託料の内容について、ご質問にご答弁申し上げます。

給付の適正化事業は、介護保険給付が伸び続ける中、必要な方に必要なサービスが適正に受けられるよう、調査及び指導を行う事業でございます。

国や府の計画に基づき実施しております。ご質問の給付実績のチェックの委託内容につきましては、国保連合会から提供される給付の実績データがございまして、それと、市の要介護認定に使用します認定情報がありますので、この両者のデータを突合しまして、不適切な給付などがないかなど、また要介護度の状況と違う給付がなされていないかなど、専用ソフトによりチェックをかけます。その専用ソフトの調整と提供をしていただくために、まずこの委託料がございまして、担当課としましては、このソフトを活用しまして、平成25年度では、福祉用具の貸与や給付における加算要件がいろいろあるんですけど、この加算要件が合っているかどうかのチェックをバッチ処理で行いました。その結果、年に2回、延べ47事業所へ、1,473件の照会を行いました。

また、別途、市内の10の事業所には、専門家を派遣しまして、個々のヒアリングを行うとともに、適正なサービスにな

るように、サービス計画の作成の指導や、年1回、事業所全体研修の講師派遣を含めたものが委託料となっております。

委託先につきましては、JMC株式会社となっております。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口高齡介護課参事 それでは、介護保険啓発事業についてお答えさせていただきます。

介護の日のイベントについてですけれども、これは、平成20年に国が、介護についての理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族への支援を行い、地域社会における支え合いや交流の促進を図ることを目的としまして、11月11日を介護の日と制定いたしました。

本市においては、これを受けまして、平成23年度より、毎年11月の第2日曜日に介護の日のイベントとして、介護保険の事業者連絡会や老人介護者家族の会、また認知症支援ボランティアなどの協力を得まして、実施しております。

内容ですけれども、介護保険制度の周知を図るようなパネル展示や福祉用具の展示や体験、また介護保険の事業者によるリハビリテーション、レクリエーションの体験や作品展示、また介護講座、介護相談、介護食についての講演会などを実施いたしました。

平成25年度は、11月10日に開催をいたしまして、約1,000人の来場者があったと聞いております。

○上村高義委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ご答弁ありがとうございます。

住宅改修の件なんですけれども、介護保険法にのっとって、要介護と要支援で分かれているということはわかりました。改修内容は同一ということなんですけれ

ども、具体的にどんな工事ができるのかとか、内容についてお伺いしたいと思います。

続きまして、介護保険の啓発事業です。介護の日に、パネル展示や福祉用具、レクリエーションなどの紹介をしていただいているということがわかりました。

ただ、ちょっと執行率が低いのが気になりました。51.5%で、中でも報償金というのが執行されていないんですけれども、どういう状況だったのか教えていただきたいと思います。

続きまして、介護給付適正化事業で、実績のチェックの委託料の件なんですけれども、専用ソフトによる加算要件などのチェックをされているということで、平成25年は47事業所、1,473件の照会をされたということなんですけれども、1,473件の照会をされてから、具体的にどう動かれたのか、その効果についてなど、お伺いしたいと思います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、居宅介護住宅改修費給付事業と介護予防住宅改修費給付事業の内容について、ご答弁申し上げます。

まず、工事を希望されますと、理学療法士や作業療法士などがご自宅を訪問しまして、ご本人立ち会いの下、改装、改修規模のところをチェックさせていただきます。次に、担当課のほうで見積書などの内容をチェック、確認しまして、工事の許可をおろします。次に、計画どおりに工事ができているかを現場確認させていただいて、そしてその後、給付支払いをしまして、一連の事業は終わります。

工事の実績としましては、平成25年度におきましては254件、工事費の9割を負担しますので、2,152万3,959円の給付となっております。1件

当たりにしますと、平均8万4,740円の支給となっております。

また、工事の内容につきましては、一番多いのが手すりの取り付け工事、2番目に敷居などの段差改修、3番目にトイレや浴室の扉の交換など、少し件数は少なくなりますけれども、浴槽の入れかえ、また寝室にベッドが置けるように、板の間への改修などとなっております。

次に、給付の適正化の効果についてですけれども、給付の適正化には、直接的な効果と間接的な効果があると認識しております。

まず、直接的な効果としましては、今回、1,473件の照会を行うことにより、国保連合会のほうに、過誤請求という形で訂正をしていただくこととなります。その件数が47件で、34万8,360円の過誤請求となっております。

また、間接的な効果としまして、市が、給付の膨大なデータの中から、システムにより、一括して利用者の状態像やサービスの利用に疑念があれば、すぐに事業所に照会するという行為や、またその後の直接的な指導により、事業者を正しいプランの作成、適正サービスの提供、また適正な請求行為に向かわせるという力があると考えております。これにつきましては、数値ではあらわすことはできませんが、大きな効果が得られているものと、担当課としましては理解しております。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 介護保険啓発事業の執行率が低いということについて、お答えをさせていただきます。

先ほど、ご説明させていただきました事業の内容の中で、いろいろな団体の協力をいただいて実施しているわけですが、例えば、楽な介護方法といった

介護の講座や、ディサービス等のリハビリ、レクリエーションの体験、あるいは作品の展示等は、介護保険事業者連絡会の職員の方が講師となって開催をいただきました。回想法は、認知症ボランティアグループの方のご担当、あるいは介護相談は、介護者家族の会の皆さんにご担当いただいたりということで、共催の団体が実施していただきましたので、予算の執行をしております。

また、介護食に関する講演会ということで、一つ、講師をお呼びして開催をしましたが、これについては介護保険事業者連絡会に費用を負担いただきましたので、市の報償費については使っておりません。

○上村高義委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ご答弁ありがとうございました。

住宅改修の件なんですけれども、今後、高齢者が、自宅でより長く生活していただけるよう、引き続き適正に執行していただきたいなと思います。

それと、介護啓発事業なんですけれども、イベントにかかわる分、講師料だとかが要らなかったということで理解しました。

介護を受けられる方も、近くでお世話をされる方も、心配のないようにできたら、一番いい形だなと思います。そういった上で、介護の日のイベントというのは、有意義なものだと思いますので、適正に執行していただいて、イベントも盛り上げて、啓発事業を行っていただきたいと思います。

それと、介護給付適正化事業ですけれども、平成25年度の介護給付費は、平成24年度の38億9,000万円から6%もアップして、41億3,000万円を超えているようですし、まして市の

負担も大きくなっているようですので、不適切な給付が起きないために、この事業をこれからも進捗いただきたいと思います。

少子高齢化に歯どめがきかなくなったと言われてから大分経ちますけれども、平成25年度末での高齢化率が23%ということで、これからも、生活する上で支援が必要だったり、介護が必要だったりする方がふえてくると思います。今は健康な方とか、まだ今、支援でとどまっている方が、これから介護という段階に進まないように、介護予防ということに取り組んでいていただきたいと思いますなと思うことと、また、この摂津市というのが、健康寿命は高いまちになったらいいなというふうな思いを持っています。介護が必要になってしまった方でも、楽しく、幸せに毎日が過ごせるように、そして近くで見守っている方も、介護に対する不安がないように、楽しく介護をしてあげるといふふうになるように努めていていただきたいと思います。

以上で、要望とさせていただきます。
○上村高義委員長 市来委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

増永委員。

○増永和起委員 決算書に沿って質問させていただきます。

130ページ、目1一般管理費の節19負担金、補助金及び交付金、これはどういう内容のものでしょうか。それが一つと。

132ページ、項1、目5、市来委員ご質問ありましたけれども、居宅介護住宅改修費のほうです。これは、決算額が1,308万8,110円、執行率で見ますと、70.5%でした。平成24年の額と比べても少ないと思うんですけれ

ども、これはどうしてこうなったのかということをお聞かせください。

それから、同じく132ページ、項2、目2の介護予防地域密着型サービス給付費、これは内容について教えていただくと、それから、執行率が37.9%だったと思うんです。昨年は100万円を超える金額ですが、75万8,761円ですか、ということで、今年度予算200万円を組んでおられたんですが、これが少ないのはどうしてかということも教えてください。

それから、136ページ、項1、目2通所型介護予防事業費の内容ですね、どういうものかということと、それと、平成24年は二次予防事業ということで、その中にこれが含まれていたと思うんですけれども、ここについて、予算のときにも議論されていたと思いますが、もう一度整理して、お話をいただきたいなと思います。二次予防事業であったときには、臨時職員賃金があったと思うんですけれども、どんなことをされていたのかということもお聞かせください。

それから、136ページ、項2、目1包括支援センター業務委託料、以前は直営で人件費などが上がっていたと思いますが、委託料になって、1,000万円ほど増加していると思うんですけれども、これはどうしてなのかということと、委託によって事業の内容が変化をしているのではないかなと思うんですけれども、どういうふうに変わっていているのかということも教えていただきたいと思います。

それから、136ページ、項1、目1介護保険給付費準備基金積立金、これは、当初予算で見ますと496万9,000円のところ、決算額では大きくはね上がって、5,276万928円となりました。

これについて、どうしてこうなったのかという説明をお願いしたいと思います。

それから、これは基金の積み立てですけれども、基金の繰入金のほうは3,734万1,000円で、この積立金よりも少ないと思うんですけれども、これについてもご説明をいただきたいと思います。これによって、平成25年度末の基金残高はどうなるのかということも教えてください。

それから、ちょっと戻って済みませんけれども、132ページ、これ、款2の保険給付費ですね。不用額が1億1,396万1,341円、1億円以上の不用額ということになっていますが、これはどうしてこうなっているのかということをお教えください。居宅介護サービス給付費が約4,000万円、地域密着型介護サービス給付費が約6,000万円、不用額ということで、その大きなものかなと思っているんですけれども、その内容について教えていただきたいと思います。

最後に、第5期の平成25年はそのちょうど真ん中の年の分ということになりますけれども、平成27年度からは新しい第6期の始まりだと思います。国は、今、介護の制度も大きく変えようとしているところです。摂津市は、この新しく始まる第6期に向けて、また国の制度をどういうふうに対応しようとしているのか。行っていることですか、今後、新制度への移行の時期とかも含めまして、教えてください。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 そうしましたら、私からは、通所型介護予防事業費の内容と包括支援センター委託料の件についてお答えさせていただきます。

通所型介護予防事業費の内容ですが、

介護予防を目的とした講座、はつらつ元気でまっせ講座の実施を保健センターとふれあいの里に委託をする費用となっております。これにつきましては、大きな会場に、市全域の市民の方にお集まりいただいて講座を実施するという形から、それぞれ地域でグループをつくっていただいて、そこで手を挙げいただいて、そこに講師を派遣するという形に変更をして取り組みを進めております。

平成24年度に、二次予防事業対象者という事業の中に臨時職員の記載がありました。もともと、この通所型介護予防事業は、二次予防事業の前には、特定高齢者把握事業という名称で、平成18年度、この事業が開始になった当初には、基本チェックリストを用いまして、生活機能評価、生活機能検査を行う中で、二次予防事業対象者を把握しまして、その方々に通所型の介護予防事業にご参加いただいて、要支援にならないよう取り組んでいただくという趣旨の下、事業が進んでまいりました。しかし、この特定高齢者、二次予防事業対象者が、チェックリストから把握を行うことが実際にはなかなか難しい。それよりも、地域の民生委員や、ライフサポーター、そういった方々から介護予防講座を受けられたらどうかと、要支援に近い方にお声をおかけいただいて、集まっていたら、講座を開催するほうが効果があります。他市では、基本チェックリストを65歳以上の方に郵送し、返信をいただいて、対象者を電話にて勧誘するという方法もっております。摂津市の場合は、この二次予防事業対象者の把握による臨時職員、保健師を雇用いたしまして、地域における対象者となられるような、この講座を受けていただけたらいいような方へお声かけをしていただいたり、あるいは老人クラブ

等の体力測定の出向いていきまして、チェックリストを実施し、対象者を把握し事業につなげるといった活動をしていただいています。

通所型介護予防事業については以上のような内容になります。

もう一点の包括的支援事業についてですけれども、これは、平成25年度から、社会福祉協議会のほうに委託をさせていただきまして、主に保健師と社会福祉士、あるいは主任ケアマネジャーといった3専門職に係る人件費となっております。

平成24年度よりも1,000万円ほど増加しているということですが、平成24年度も、年度当初の予算は約5,075万6,000円という金額を予算計上しておりましたが、非常勤の雇用となっておりましたので、専門職の退職や、それに伴う職員の雇用といったものが確保が十分できておりませんでしたので、平成24年度の決算額が下回ったものです。平成25年度につきましては、当初から専門職の必要数の9名も確保できておりますし、その後、欠員といったこともなく、安定した状況で業務のほうを遂行していただいていると考えております。

事業の内容についての変化ですが、基本的には委託になりました後も、高齢介護課と地域包括支援センターの連絡会を月に1回開催し、相談事例の共有、あるいは支援策の検討、または活動報告など、常に情報交換をしておりますし、事業実施につきましても、お互いに連携し対応をしております。

地域福祉活動支援センターの中に地域包括支援センターがありますので、1階にあります社会福祉協議会との連携、あるいは活動支援センターとして福祉関係の団体の方も多くセンターを利用されますので、そういった会合のおりとかに、

包括にお顔をお出ししていただいて、何げない相談や連絡等も実施されているようにお聞きしておりますので、そういった意味では、地域に根ざした福祉的な展開が、少しずつですけれどもよい形で進んでいるのではないかと考えております。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、決算書130ページの一般管理費の負担金、補助及び交付金の件につきまして、説明させていただきます。

これは、大阪府介護施設等の開設支援臨時特例基金の補助金関係でございます。これは鳥飼下でございます摂津いやし園の小規模特養の定員が29名の施設の建設費に係る補助と、施設の開設の支援という形の補助金でございます。施設のほうは、順調に工事は済みまして、本年4月1日からオープンをしております。建設費は、建物だけで4億円から5億円ぐらいの建設工事がかかっていることを聞いております。

次に、決算書132ページ、居宅介護住宅改修費の執行率が前年度に比べて低いのではないかとということにつきまして、ご答弁申し上げます。

この居宅介護住宅改修は、要介護1から5までの認定者の住宅改修を行うもので、前年度は93.1%の執行率でありましたが、本年は146件の65.4%の執行になりました。当初予算組みをするときに、去年が93.1%の執行率で、場合によっては予算が超えてしまうのではないかとという危惧をしましたので、平成25年度に増額しましたが、結果的に、件数としましては減という形になったことから、予算額が残ったという状況です。

この住宅改修につきましては、今回、1件当たりの工事金額が、5,334円と1件当たりで減になっていることと、

他のサービスにつきましては継続的に利用できますが、住宅改修といたしましては、不定期的に、必要なときに工事をされるという状況になりますので、なかなか数値が読みにくいということもありました。また、給付金額が手すり1本でしたら数千円なんですけれども、目いっぱいご利用されますと18万円の支給になりますので、こういう工事内容も、担当課のほうでは調整できませんので、どうしても多少の起伏があるものと理解しております。

次に、132ページの介護予防地域密着サービスの給付費について、内容と執行率が低いことについてのご質問ですが、まず、内容につきましては、要支援者が地域密着型サービスとなります認知症対応型の施設、グループホームですね、これと認知症デイの利用、また小規模多機能型施設の利用について給付を行う事業でございます。要支援者は軽度な方なので、認知症の対応の施設を利用することは非常に少ない状況となっております。認知症は重たくなりますと、要支援ではなく介護のランクに認定されますので、もともとから、そういう認知症で要支援の方は少ないというベースもありますので、本年、予算はアップして、200万円としましたが、執行率は37.9%にとどまっております。これにつきましても、平成24年度は15件と、平成25年は14件と、ほぼ同様の利用数ですけれども、利用単価等の事業の違いもあわせて、今回、執行率が低い状況となっております。

次に、基金と介護給付費準備基金積立金の件につきまして、ご答弁申し上げます。

平成25年度の予算編成におきましては、第5期の介護保険事業計画の2年目

として計画しました給付費を給付の数値としまして予算計上いたします。ですから、給付費の見込みというのは、計画値とイコールというふうになります。当然、1号被保険者の保険料も計画値で見込んだ数値を入れさせていただきます。

次に、歳出のほうになりますけれども、基金積立金の予算は、滞納繰越金、普通徴収保険料の徴収予算の668万5,000円は、給付費の財源に直接当たらないことから、第1号被保険者の保険料の還付金の財源として200万円を差し引いた残り、488万5,000円と、さらに利子及び配当金の今年度に生まれま基金の利子8万4,000円を合わせまして、496万9,000円を介護保険の給付費準備基金の積立金の当初予算として組んでおります。

平成24年度からの繰越金7,088万4,000円のうち、給付費の精算により余剰になりました4,779万2,000円を介護給付費準備基金積立金に積み増しし、5,276万1,000円の予算として計上しております。以上から、この積立金の入を3,700万円積みながら、出としまして5,276万円あるといたしましては、計画値どおりの執行になりますと給付が赤字となりますので、3,700万円を繰り入れする予定で入れております。

また、積み立てに対しては、前年度の精算の余剰金の国、府基金等、また市の法定分の持ち出しをお返しした中、残りのお金を基金に積み増しするという形の金額が7,779万2,000円となっておりますので、大きな金額になっている状況です。

次に、第6期の事業におきまして、予防の事業としまして、要支援者のヘルパーの派遣、またデイサービスの提供が一応

なくなるということで、担当課としましては、そういう予防の強化、特に、各地域で高齢者が歩いていけるようなところにおきまして、高齢者が集って、お話ができて、気分を転換していただいて、さらなる介護の予防事業に来たくなるという、来ていただけるような仕掛けをしながら、介護啓発に努めていきたいと思っております。

また、今後、施設の整備につきまして、私どもが計画しております安威川以北での小規模特養などがまだできておりませんので、これにつきましては引き続き募集をして、できるだけ早期に建設していきたいという思いは持っております。

次に、決算書132ページの保険給付費が不用額として1億1,300万円ほど上がっている件につきましては、当初、先ほど申し上げましたように、安威川以北の小規模特養の建設が順調にいきましたら、おおむね1年ないし1年程度の給付が発生しますが、今回、その建設ができませんでしたので、その給付がなかったことと、居宅介護の内容につきまして、前年度から伸びを示しておりますので、その分につきましてはさらに伸びていくと見込んでおりましたが、実際には、その分の伸びが見込みより少なかったことにより、1億1,300万円の余剰が出たという状況です。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 平成25年度末の基金の残高は言っていただきましたかね、抜けて。そしたら、後で結構ですのでお願いします。

2回目の質問をさせていただきます。

まず、一般管理費の負担金、補助及び交付金というのが、小規模特養いやし園についての分であるということを説明いただきました。

第5期のせつつ高齢者ががやきプランでは、平成25年度に、29名定員で、この小規模特養に関しては1か所開設という計画で、また平成26年には、さらにもう一か所開設という計画だったと思います。この小規模特養いやし園が行われる分ですけれども、これがようやくこの平成26年度の4月から開所というふうに伺っているんですけれども、平成26年度にようやく1か所できた。1年おけているために、先ほどいろいろお話がありましたように、不用額が出てきたりだとか、それから去年度の黒字といいますか、使っていないお金がいっぱい余ってしまったよというようなお話だったと思うんですけれども、果たして、あと1か所、この平成26年度中にできる状況が見えているのか。また、もう平成27年度、新しいかがやきプラン第6期のほうに行くと思うんですけれども、第6期に行けば、これがつくれるのかどうか、そういう見通しがあるのかということについて説明をしていただきたいなと思います。

また、これは小規模特養の話だけですけれども、ほかにもプランにある施設というのがあったと思うんですけれども、この整備状況はどのようになっているのか。これもまだのところは、今後の見通しも含めて教えていただきたいと思えます。

今現在の特別養護老人ホームの待機者の人数についても、要介護3以上と2以下に分けて教えてください。

それから、プランに基づく施設整備が進んでいないという状況があると思うんですけれども、その中で、高齢者向けの住宅需要というのがふえているというふうに思うんですが、今、サービス付高齢者住宅などが、摂津市の中でも幾つかで

きてきていると思うんですけれども、これについて、定員数であるとか、利用状況など、把握していらっしゃるのでしょうか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それから、また施設入所にかわるものということで、国のほうが鳴り物入りで打ち出していると思うんですけれども、24時間対応の定期巡回随時対応型の訪問介護というのも、この第5期のプランの中に載っております。これについてはどういうふうになっているのかということも教えていただきたいと思います。

それから、居宅介護住宅改修費のほうですけれども、確かに、いろいろと波はあるとは思うんですが、私の聞いたお話と、この間、一般会計の中で伺ったお話が割と一致するなと思ったんですが、骨が折れて、急に手すりとか、そういうことが必要になったけれども、こういう介護保険の制度を使って住宅改修をしようと思うと、まず、やっぱり認定を受けて、その結果が出てからでないといけない。それを待ってられないので、もうそれは使わずにつけたというふうな方もいらっしゃるということです。そういう緊急な場合に、やはり早く対応ができるというふうな、1か月ぐらい、認定を受けてから結果が出るまでかかるというふうなお話でしたけれども、そういうことにはならないのか。また、この住宅改修費、せっかく予算もつけて、制度としてやっているものですから、やはり執行率が上がるように工夫をしていただけないかということについてもお伺いしたいと思います。

それから、介護予防地域密着型サービス給付費ということで、認知症の方などと、要支援の中でデイサービスを使われる方が少ないというふうなお話だったかなというふうに思うのですが、認知

症で要支援の方が少ないという、そのこと自体も、いろいろとやはり働きかけとか、周知が必要なのかなというふうに思います。もう少しこのサービスについて、皆さんにしっかりと知っていただくというふうなことも必要なのではないかなと思いますので、これは要望としておきますので、ぜひいろいろと取り組みをしていただきたいと思います。

それから、通所型介護予防事業費です。

先ほどのお話で、特定高齢者という洗い出しをチェックリストでやろうとしていたけれども、やっぱりそういうことではうまくいかなくて、それよりも地域の方とかのほうはずっと把握もされていて、そういう人と人とのつながりで、いろんな、はつらつ元気でまっせ講座ですかね、こういうふうなのにも誘っていただくような形をとっているということで、この平成25年度の予算のときにも、そういう議論があったのかなというふうに思っただけですが、本当に、それは必要でないところは省くということも含めて、現実の高齢者の皆さんに合った形で行うということで、非常にいい内容だなというふうに思っております。一律にチェックリストでざっと洗い出しをするというふうな、そういうことではなくて、一人一人に合った内容で、介護の必要な方、要支援の方などはきちんと認定を受けていただいて、そうでない方は地域でのつながりをまず活かしてということでやっておられる。その中で、チェックリストも活用しているということだと思います。

非常にいい形で整理をされているなと思いますので、チェックリストの扱いについては、今後も同じようにやっていけるといえることですかという質問をしたいと思います。

政府のほうでは、認定調査の前に、こ

の認定調査を受けさせないための水際作戦ということで、このチェックリストを活用するというふうなことも考えているというふうにも言われております。摂津市では、そのようなことはなく、まずは認定の申請をしてもらって、しっかりと介護度の認定をします。チェックリストは、そういう目的のためには使わないということをもう一度確認をしたいので、お答えください。

それから、包括支援センターです。

専門職の方、しっかりと雇用するために頑張っているんだというお話でした。非常に納得をいたしました。今後とも、きちんと専門職の方が、引き続き地域の皆さんのために働ける内容でやっていただきたいなというふうに思います。

また、地域に根ざした福祉的展開が新たにできるようになっているんだと、高齢介護課とも連絡会を月1回持っておられるということで、非常に頑張っておられるということはよく認識もしております。

地域包括支援センターは、要支援の方が介護保険の制度を利用する権利を守るかなめとなる、そういうお仕事をされていると思います。大変な仕事ですけれども、今後もその役割をしっかりと担ってもらって、要支援の方が介護保険の制度を利用できるように頑張りたいなというふうに思っておりますので、それについてもお気持ちなど、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

介護保険給付費の準備基金積み立ての分ですけれども、要するに、計画よりもたくさん余ったから、基金に積み立てるという内容なのかなというふうに理解をしました。

平成25年度末の基金残高は、かなりたくさんになっているんだろうと思われ

ますし、この平成26年は、さらに積み上がっているんじゃないのかなというふうにも思います。

何でこんなに基金が積み上がるのかということは、第4期の終わりにも日本共産党のほうからは指摘をしていると思います。それに対して市長が、この基金の積み立ても全部、次の期の保険料の軽減のために繰り入れて使うんだというふうにおっしゃったと思うんですけども、その繰り入れをする脇から、それ以上の基金がまた積み上がるというふうな内容になっていると思います。もう一回同じことを言われても、市民は信用できなくなるのではないかと思います。

保険料は年金から天引きをされて、本当に市民の負担は重いです。第4段階で4,990円、2か月で約1万円が年金から天引きされるわけです。政府は、2025年に向けては、まだまだ値上げするという気でおりますけれども、国民はもうその負担には耐えかねます。

今回、低所得者対策に政府のほうも別枠で予算を入れるというふうに言っていると思うんですけども、それについて、どのようなものか教えてください。

先ほど、給付費の不用額の件に関しても、プランと実態が違ってきているということが原因だというふうにお話がありましたけれども、地域密着型サービスは、平成24年度では3,000万円ほどですけれども、平成25年は1億8,000万円の乖離があります。平成26年はプランの額とはもっと大きくかけ離れていくのではないかなと思います。その分が全部基金に積み増しされていくのかなと思うんですけども、第6期のプランをやっぴりしっかり考えることが必要ではないかなと思います。

このプランの中で計画が、あれも、こ

れもと、たくさんあるということは、それが保険料の計算の基礎になってくるわけです。保険料を引き上げていくことになると思うんです。私は、たくさん施設もつくっていただきたいと思っているんですけども、これが、ただやりますよという形でプランに盛り込まれ、結局できていないのがずっと続いていくというふうなことでは、市民の皆さんが大変な中で保険料を払っておられる、そういうことについては答えになっていかないというふうに思うので、ぜひ、その辺をもう一度お伺いします。

国に対して、介護保険の大きな変更ということがあるわけですけども、国のほうでは、この移行時期というのは市町村が決めていくというふうに、いつまでという限度はありますけれども、来年するのか、再来年するのかとか、そういうことに関しては決められるというふうになっていると思うんですけども、その移行の時期について、もう一度はっきりとお話をいただきたいと思います。

他市なんかでは、いろいろアンケートをとったりとか、そういうふうな活動もされているようなんですけども、摂津市のほうではそういうことは行われていないのか、そこもお聞きしたいと思います。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 それでは、私からは通所型サービスについてお答えいたします。基本チェックリストの扱いは今後どうなるのかということです。国が平成27年度の法改正で提案していることが、認定調査の前の水際作戦としてこの基本チェックリストを使用することがないかというご質問だったと思います。

国が平成27年の改正で示してきていますのは、おっしゃられましたように、

要介護認定の申請と、チェックリストによる簡易な認定という2種類の提案をしております。特に、要介護認定の申請をこのチェックリストで阻害をするものでは決してなくて、受けたい方は要介護認定の申請を受けていただくということが可能かと思えます。介護保険のサービスを利用したいということではなく、地域でのサービスがあれば、そこに行けば自分のニーズはそれに対応できるということでしたら、基本チェックリストをお受けいただいて、そのサービスを利用させていただく。反対に言えば、利用しながら認定の申請をしていただくこともできるわけですので、認定の申請が基本チェックリストによって阻害されるということは考えていません。

摂津市として今後の方向性については、北摂の課長会等でも各市の今の考え方や意見交換をしています。その取り扱いについてはやっぱり市によってまちまちで、認定申請を基本としようと思っているところもあるようにも聞いております。

何度も繰り返しになりますが、ご自身の使いたいサービスがチェックリストによって対象となるのであれば、先にサービスを使いながら介護認定のご申請をいただき、また住宅改修などをお受けになる場合には認定は必要ですので申請をいただき、そういった対応も可能ではないかと考えております。水際作戦とか使わせないための基本チェックリストであっては決していけないと、認識はしております。

それともう一点の地域包括支援センターの活動ですが、おっしゃっていただきましたように、要支援の方や認定をお受けでない一般の高齢者の方の介護予防、また総合相談事業としましての、相談も高齢者が今後ふえていく中、重要な役割に

なってくると思います。何かあったら地域包括支援センターに相談したら安心だなと言っただけのようなセンターであるようにと考えておりますので、周知もともに図りながら、そういうセンターとして位置づけを確立していけたらと考えております。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、基金残につきましてご答弁を申し上げます。

平成25年度末におきましては、1億3,556万5,399円です。4月1日付で考えますと、平成26年度予算が始まりましたので、7,149万6,000円を取り崩す形となります。

また今回9月の補正でご審議いただきまして、9,380万4,836円を積み増しすることになりますので、現在の残高でいきますと、1億5,787万4,235円が現時点の基金の状況となっております。

また、施設整備につきましては、先ほども申し上げましたように、安威川以北地域の小規模特養の建設については推進していきたいと考えております。また改めて募集のほうもホームページのほうにアップしていきたいと考えております。

また計画の中でまだできていない小規模多機能型の1施設につきましても、当初は安威川以北でと考えておりますけれども、今の状況ですとそれもかなわない場合は、摂津市全域の中で1つという考え方も含めて検討していくことが必要ではないかと現在考えているところでございます。

次に、特養の待機者の状況ですけれども、増永委員からお話がありましたように、要介護3以上という形で切り分けしますと、3、4、5の待機者が79名、要介護1、2の待機者が27名となって

おります。

次に、サービス付高齢者住宅の状況についての質問にご答弁申し上げます。

サービス付高齢者向け住宅は、高齢者の住居の安定を確保する目的として、国土交通省、厚生労働省の共官制度としてバリアフリー化した構造で介護、医療と連携した高齢者を支援するサービスを提供できる住宅として承認制度がスタートしました。

平成26年3月末現在では、摂津市内に6施設、196戸の住宅がございます。人口で換算しますと、433人に1戸というような状況となっております。近隣の茨木市を見ますと、全施設8施設ございまして、326戸、人口でいきますと853人に1人と。また吹田市では7施設で264戸、人口でいきますと1,366人に1戸というような整備状況でございまして、本市のサービス付高齢者住宅の整備状況は高い状況となっております。

ただ、サービス付高齢者住宅につきましては、介護保険の施設サービスではございません。これは在宅の位置づけで大阪府の所管の事業となっております。本市には権限がありませんが、介護保険事業者を使ったヘルパーの派遣等が行われますので、適正なプランに基づく訪問介護の利用がなされるよう、助言を通じて啓発を進めていきたいと考えております。

市としましては、この平成26年6月10日に1施設を訪問しまして、訪問介護の提供、管理についての意見交換を行いました。また、昨日にはなりますけれども、10月20日に権利擁護研修会としまして、サービス付高齢者住宅の6施設につきましても参加を促し、全施設の参加をいただいて権利擁護の研修を終えることができました。

今後につきましても、サービス付高齢者住宅は訪問ヘルパー等、介護保険のサービスを利用されることとなりますので、引き続き直接の権限はございませんけれども、助言を含めながら連携を図っていきたくと考えております。

次に、住宅改修費も今後も引き続いて利用増を努力せよというご意見につきましては、担当課としましても工事をされますと、先ほども申しあげましたように、全額を執行されませんので、残高がございます。その残額をまた改めて工事をしていただいて、より在宅で長きにわたって生活していただけるよう啓発を進めていきたくと思っております。

次に、定期巡回の随時対応型の訪問看護の事業につきましては、老健ひかりのほうで、その訪問介護の基地の整備を進められておられます。また、備品の購入も進み近々設置されて、いよいよ動き出すため、市に対する認可の手続等を進められている状況です。

担当課としましても、現地調査の上、30分で訪問できるということは摂津市内全域を回れますので、その辺も踏まえて柔軟に速やかに対応していただくように助言と指導をした上で、許可をおろしていきたいと考えております。

それと、新しく介護保険制度が改正された中で、低所得者への減免についてのご質問にご答弁を申し上げます。

この制度改正による減免につきましては、低所得者を中心とした第1段階、第2段階、第3段階等の方の減額を行うもので、現在、基準額の2分の1を徴収している方に対しては0.3に、特例としまして0.75の現行の徴収をしていただいている方には半額の0.5に、第3段階の0.75に対しては0.7にするという低所得者に配慮する制度でございます。

ます。

これにつきましては、今のところ国のほうからの具体的な情報はおりてきておりません。ただ、公費の減額する負担割合として、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を持つという情報が届きました。担当課としましては、当初は国のほうで全額持っていただけるものという形で理解しておりましたが、市町村の負担もあることということで、財政担当課のほうに現状をお伝えしているという状況でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 移行の時期をいつごろにという話があったと思うので、それもまた後で言ってください。

待機者が要介護3以上、79名に、以下は27名ということで100名を超す待機者が摂津については、特養だけでもあるというふうなお話だったと思います。これは、高齢者の方がふえますから、今後も入所希望者というのはふえていくと思います。施設の整備は大変急がれると思います。ぜひとも施設の整備をしっかりと行っていただきたなと思います。

ただ、計画だけを立てるのではなく、本当に実現できるように、ぜひともいろんな形を考えていただきたいなというふうに思います。摂津市が努力していないとはもちろん思っておりませんが、やはり計画だけでずっとそのままというのは、市民に対しては言いわけができない状況になるのではないかと思いますので、ぜひ計画に盛り込む限りはしっかりとその実行に頑張してほしいと思っております。

それとサービス付高齢者住宅ですね。これについては、非常に劣悪なものもあるということで報道なんかもされたところですが、やはりその内容についてきちん

と直接権限はないというお話でしたけれども、働きかけもしていただいていると思いますので、確認をしていってほしいと思います。

定期巡回随時対応型ですね。これは、果たして施設の入所のかわりになるものかというのは甚だ疑問を持っております。今回、新しく施設ができるということで、そこではいろいろ頑張っただけ対応していただくんだらうとそれは思いますけれども、またその施設入所とは中身の違うことではないかなというふうに思います。また、この随時対応型で利用できる人数についても、ほかの資料で見ますと10人というような数字があがったと思いますが、人数についても非常に少ないなというふうに思いますので、やはり施設の整備をぜひともしっかりと進めていってほしいと思います。ここは要望にしておきます。

この施設の入所の問題ですけれども、要介護3以上の方は79名で、2以下が27名ということで、要介護1、2の方も非常に施設の待機者としては人数がいてはるんだということがわかりました。国のほうは、この要介護3以上の人だけをこれからは入所の対象者としていこうというふうに考えているわけですが、やはり施設の入所ということについては、この要介護1、2の方もきちんと視野に入れて待機者から外すというふうなことはないようにぜひしていただきたいと思いますので、この点については、この間も市のほうでいろいろ権限もこれから与えられるので、その範囲で考えるということをお願いしたいと思うんですけれども、もう一度、確認をしたいのでご答弁ください。

住宅改修の件はそういう形で啓発もしていただいて、頑張っただけいな

と思いますので、これは要望にしておきます。

チェックリストですけれども、摂津市はそんなことはないと思っているわけですが、他市なんかですと、まず介護の専門家の方ではなくて、職員の方、担当窓口でまずはチェックリストをして、そこでこれは大丈夫と思ったら要介護認定の申請をさせないというふうなこともあり得るというふうに聞いております。やはりきちんと専門家の方がチェックリストについてもその認定申請についてもまずはかかわっていただいて、高齢者の方は見えられたときにチェックリストか認定申請か、そういう細かいことをわかってはらへんと思うんです。ただ、やっぱりいろいろとこういうことがしんどいねんとか相談に見えられると思うので、そこでしっかりと認定申請が必要な方を認定させるということ。また、認定申請を希望される方はみんな全員にさせていただくということを基本としてやっていただきたいと思いますので、これはご答弁をもう一度お願いいたします。

それから、包括支援センターは相談事業も行うということで、本当に専門的に頑張っただけいなと思いますので、先ほどのチェックリストもあわせてしっかりとそういう専門家の方にかかわっていただけるようにということで、これは要望にしておきます。

保険料についてですけれども、今回の法改正でその低所得者対策のために別枠で公費を入れるということ国がやるということを決めてると思うんですけれども、今までは公費5割、保険料5割なんだと、これは譲らないというふうに言ってきたと思うんです。介護職の待遇改善のためには少し入れたということもあつたかとは思いますが、保険料そ

のものを安くするために別枠で入れるということを行ったということは5対5という理論はもう崩れたというふうに思います。高齢者の負担は本当に限界ですので、公費の投入によってしかこの保険料軽減というのはやはりできないと思うので、国に対してしっかりと国費を投入するようにということを求めていますので、よろしくお願いいたします。

また摂津市でも、第6期に保険料の値上げをしないように、ぜひお願いしたいと思いますので、これはご答弁ください。

それから、要支援の方々がヘルパーの制度が使えなくなるというふうなことでご答弁があったかと思うんですけども、これは要支援の方であってもヘルパーやデイの制度っていうのを形はかわりませけれども、それは市町村のほうでしっかりと認めれば使える内容ではないかなと。今回は非常に市町村権限が強くなって、それはそれでお仕事は大変だと思うんですけども、やはり市の姿勢がその中身に表れるということになると思いますので、そここのところはもう使えなくなるんだというふうな形ではなくて、いろんなタイプをつくられて、Aだ、Bだとか言ってやってると思いますけれども、今までどおりの内容も使えるというふうに、そういう部分もあると思いますので、ぜひここもそういうふうにご希望できるようにお願いしたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

アンケートとかそういうのをとられないかとか、そこら辺についてもご回答をよろしくお願ひします。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 私からは、基本チェックリストの使い方についてお答えさせていただきます。

今おっしゃられましたように、担当の

窓口でチェックリストを用いる、あるいは包括支援センターの窓口で基本チェックリストを用いることが図式の中に出ております。恐らく基本チェックリストのチェックについては特に専門職でなければという規定はないよう想定されます。

ただ、その利用の仕方、活用の仕方についてはやはりお話の中にありましたように、市町村でどのように組み立てていくかという部分も大きいかと考えております。認定申請を希望、あるいは認定申請の必要な方を阻害するような、対応は基本的にはしていけないと思っています。やはり申請というのは訪問介護と通所介護以外の介護保険のサービスの利用もお考えの方もいらっしゃるかとは思いますが、そういったことを窓口で十分聞き取りが必要と考えます。申請したいとおっしゃられているのに、チェックリストでいいですよ、といった対応にならないような基本チェックリストの用い方を市としては考えを進めていきたいと思っております。

具体的にはまだ基本チェックリストのことについても詳しい情報もきてはおりませんので、今後の国からの通知等も参考にしながら、検討を進めていきたいと思っております。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、事業の移行時期という点につきまして、まずはご答弁申し上げます。

本市は、次期計画におきまして、要支援者の通所サービス、訪問介護につきましては平成29年4月1日にスタートをしたいと考えております。

理由としましては、今現在、国のほうは要支援者の2種類のサービスをなくすということで、地域のほうでそれを構築して提供しなさいという形になっており

ます。

私どものほうとしましては、まだその具体的な報酬の内容とかがまだ明らかにされておりません。そういうことになりますと、事業をしていただく相手に対してもどれだけの経済的支援ができるか、まだ具体的に説明できない状況ですので、それが明らかになった時点で速やかに進めていきたいと思っております。ですから、本市としましては、平成29年4月1日の実施と考えております。

次に、特養の待機者に介護度1、2がおられるということで、その方の対応ということのご質問につきましては、担当課としましては、今は1以上の方が申し込みができておりまして、制度が改正されたということで、今まで2の方が長らく待っておられて、急に拒否されたようなことが起こるのはどうかと考えております。

今回、市町村の特例としまして、市町村が判断すればという条項がございますので、その辺は担当課として、本当に必要な方につきましては検討していきたいという気持ちはかわっておりません。

次に、次期保険料の件につきましては、介護保険といたしますのは、高齢者がサービスを利用されれば利用されるほど、高齢者の法定負担分になります21%を保険料からもらわざるを得ないという制度になっております。

私どものほうとしましては、できるだけ不適切な給付を抑えるとともに、今後は要支援者の新たなサービス提供メニューをできるだけ負担の少ない格安な料金でしていただくことも給付費を下げっていく一つになるかと思っております。こういう部分につきましては、できるだけ保険料の上昇があがりたくないようにしていきたいと思っておりますけれども、担当課としましては、

まだそこまでのワークシートへの入力ができるしておりません。

先般、大阪府のヒアリングを受けて、細かいところのチェックを受けて、それを修正して、また精査している状況です。今後におきまして、保険料の数字ができた折にはお伝えしていきたいと考えております。

また、利用のアンケートにつきましては、今回の計画策定の中でもケアマネを通じていろいろアンケートをしたり、機会を設けて利用者の意向を聞いていきたいと考えております。

例えば、要介護認定申請の窓口受付では、どういう目的でご利用されているんですかとかの聞き取りを日々行っていますので、そういう情報を集約した中で、利用意向を確認し制度改正に向けて歩んでいきたいと思っております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 制度が変わることによっていろいろ大変なこともあると思います。

先ほどから言っているように、今回の制度は市町村の負担も大きいですがけれども、市町村に権限があるという部分も広がっていくと思っておりますので、摂津市民の方々にとって、介護保険そもそものあり方、やっぱり高齢になっても人としての尊厳をしっかりと保ちながら生活がしていけると、そういうことをやはり基本に据えて、いい制度になるようにぜひ頑張っていたきたいというふうに思っております。

介護保険の保険料負担は非常に本当に大変になってきていますので、これに関してはぜひとも第6期は値上げをしないようにということを重ねてお願いをしておきます。国に対してもしっかりと別枠でお金を入れるようにという要望もぜひ

していただきたいとお願いをして質問を終わります。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、私のほうから1点だけ確認をしたいと思うんですけれども、その前にちょっと先ほどの施設の部分でいやし園の建設1億3,000万円弱ですけれども、国からとはいえ支援金が出ているわけですね。建設費用5億円ぐらいというのはやめてほしいと思います。しっかりと掴んでください。

それと、その施設については、この介護保険という冊子の9ページにありますように、平成19年から平成25年まで7年間、その介護施設及び居住サービスの定員というのがふえてないんです。これをしっかりと認識してもらいたい。平成26年はいやし園が入ってくるんだと思うんですけれども、この辺の認識もしっかりしていただきたい。これは要望としておきます。

介護保険の会計について確認をしておきたいと思いますが、この平成24年度の保険料改定。保険のことだけ聞きますけれども、3年間トータルで算定をするとして、これ第4期の積み立ては保険料軽減のために会計を繰り入れしていくとされますということは確認しました。で、積み立てが繰り入れられて、保険料の負担の軽減が図られたということであれば、少なくとも3年間で積み立ては減らなければならないという気がするんですけれども、違うでしょうか。

そこで中間年の平成25年は、積み立ては少なくともふえてはいけないんじゃないかと私は思っております。この平成25年度会計でどれだけの会計になって

いるかですけれども、ことし5,276万円、積み立てを入れてあります。これ、136ページですね。収支は、141ページで、1億4,541万円。これは余りですから、ことし7,000万円余りの繰越金が来年、倍額になって許可されるということになります。

ほかにも過年度分ですけれども、国への返還金が822万円、市にも1,592万円戻して、これも年度がわりですけれども隠れ黒字ということになってくると思います。これらを単純に足したら、単年度だけでも2億円を超えるプラスになってるというふうに思います。47億円の規模で2億円。さっき基金残高も言ってもらいました1億3,000万円超えてくる。ことしの計算も終わって、次の第6期に入るときにはこれだけの分が積み残っていくということになるかと思えます。この黒字っていうのは、ほとんどが保険料なんです。支出が確定することによって、決算書の118ページに一覧があります。国庫負担金、支払基金交付金、府支出金も予算よりも軒並み減額になっています。これは要するに使用実績だからですね。この市の分は調整をされてゼロになっています。それに比べて、料率は決まって、保険料は平成24年度スタートのときに決まっていますから、この保険料は予算によって、加入者がふえることによって調停で引き上がって予算現額よりは大きく上回っているというのがわかると思います。保険料の収入済額の11億980万円余り、それから支出済額の45億1,800万円、支出済額と項目が違うんですけれども、割れば介護保険の会計に占める割合が25.72%。つまり本来超えてはいけないと思うんですけれども、保険料の25%を超えて、要するに入ってきているというふう

に言えることができるんじゃないかと思っています。

だから歳出面で不用額にも反映はしますし、予測ではあったけれどもやらなかった事業云々ということもあるんですけども、この平成24年に改定が行われた保険料が4,990円に引き上げられた、これが上げ過ぎだったと。この平成25年度みただけでも言えるのではないかと、まずその見解をお聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 まず、現在の保険料の基準額4,990円を頂戴して、この2期までの状況をお伝えいたします。

この4,990円を平成23年度末に給付の推計3年間を見込みまして立てさせていただきました。実際、平成24年度が始まりますと、給付の事業計画値39億1,950万3,459円の計画を立てました。実際、決算になりますと38億9,564万2,021円と、計画に対して執行率が99.39%になりました。ということは、当初見込んでいる合計額の給付額と実際の決算とがほぼ近い状況となりました。伸びた内容は要支援者の給付の増が中心となっております。

平成25年度の事業計画では、当初42億4,412万5,809円の計画を立てておりました。その中で、41億3,016万3,659円の決算を迎えました。執行率は97.31%になりました。この99%からは若干下がったように見えますけれども、この分が、先ほど私が申し上げたように、安威川以北のほうで小規模特養の建設が進まなかった、その分の1年間の給付費が執行されなかったというような大きな要因により、おおむね97%の執行で、もしそれができて稼働しておりましたらほぼ99%から10

0%近い状況になりました。ということは、この2年間の状況でいいますと、給付の見込みに対して実績がほぼ同じということは、いただいている介護保険料は適正な金額であったと理解しております。

ただこの平成26年度につきましては、当然サービスを利用されるお年寄りの方も認定者もふえてきますので、6%ほどの伸びを考えておりますけれども、実際にそれ以上のサービスを使われるかもしれません。その時々状況によって変わってきますので、万が一、予定よりサービスの量が多く100%を超える執行率になった場合は、その基金の一部を使わせていただいて、高齢者が負担する負担分としての執行をしていきたいと考えております。

ですから、今のところこのかがやきプラン第5期の計画は、私どもとしては非常に順調に進んでいる、ただ施設整備が1つできなかったというのが担当課の考えであります。保険料についてはそういう状況でございます。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 確かに平成26年度が終わらないとわかりませんが、この平成25年度を見ててもことしその施設ができるという見通しが立ってませんから、そういう意味では、私は下手すると2億円、3億円の余裕が出てくるんだと思っております。

この予算は平成27年度からの保険料改定ということにもなってきます。この間のそれこそ経験もしっかり生かして、精査をして、保険料は少なくとも抑えるという検討をされるべきだと思います。余裕があるかどうかはわかりませんが、これを見れば保険料の軽減は図れるはずですので、よろしく願いしたいと思います。

○上村高義委員長 山崎委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

村上委員。

○村上英明委員 今いろいろと3名の委員の方が質疑等々がありまして、またその中でこの実質収支が平成24年度よりもふえたとか、それに対してのご答弁とか、いろいろとありましたけれども、総論的には答弁を聞くと、平成24年度も執行率が九十九.数%ということで、ほぼ計画どおりということと、またこの平成25年度におきましては、安威川以北の施設等々の関係もあって97%であって、それがもう少しまくいってればほぼ計画どおりってたというようなお話だったのかなというふうに思います。

そういう中で、本当にこの介護のことにつきましての、やはりこれから分母がふえてくるというようなことでもございますし、またひとり暮らしとか高齢のご夫婦だけという世帯もふえてきていると思いますので、そう意味では「老老介護」という言葉も本当に最近の言葉ではないですけれども、介護する側が疲れてしまっとかいうようなこともありますので、先ほども通所型の介護予防の話、議論もありましたけれども、やはりこれからは認定を受けておられる方の介護予防ということもあるんですが、その介護する方にもしっかりと目を向けていかなければいけないのではないのかなというふうに思いますので、そういう意味ではしっかりと事業関係を、そういう介護される方のこともしっかりと見据えながら事業もまた行っていただきたいと思います。

その中で、決算概要の252ページのところで、要介護認定事業というのがあります。執行率が79.7%ということ

で、約80%の執行率であったということで、予算よりも20%少なかったというようなこともあるかと思うので、その辺の内容と、もう一点は、事務報告書の中にあるんですが、162ページのところで、要介護認定事業というのがあります。申請受け付けが3,090件で、審査判定とまた結果通知が2,969件ということで、この差が121件になるんですかね。その121件の内容をお尋ねをしたいなというふうに思います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、認定の状況についてご答弁を申し上げます。

要介護認定は申請をいただきまして、まず主治医の方に意見書等、診断書みたいなものですが、書いていただく作業を市が行います。

また、日程を調査した上で調査員がご自宅を訪問して調査をいたします。この2つの調査によるデータをもとに認定審査会にかけ判断していくということになりますので、おおむね期間は1か月を要します。

要介護認定者は、年度末で3,065人おられるんですが、申請数とは、差分がどうしても発生いたします。結果通知を出させてもらったのが2,969件で、これも順調に出せた方、また主治医の意見書が大きな病院のために回答がなかなか来なくて時間を要した場合など、年度をまたがる場合もございます。ですから、今回申請受付3,090件と結果通知の2,969件の差分につきましては、主治医の意見書がまだいただけないので判定ができない状況の分が出たことによるのが大きな原因です。

これにつきましては、申請にさかのぼって給付の適用はしますので、利用者については結果が少し遅くなりますけれども、

暫定的に使っていただいて、後で給付がさかのぼって行われますので、支障がないものとは理解しております。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 認定についてはこれからもふえていくとかいうことだと思いますし、今の差分がこの平成26年度の4月なり5月なりの審査判定になってくるのかなというふうに思うわけでありませけれども、やはりその認定も昔に比べれば、今もう一週間に1回とか2回とかいう判定になってくると思うんですが、昔よりはかなりこの認定もスピーディーになってきたのかなというふうに思います。

そういう中で、いろいろと私もお聞きするんですけども、この調査員の訪問の際も、特に男性の方が多いよと聞いているんですけども、ふだんではなかなか腕が上がりにくいとか足が上がりにくいとか、動かしにくいとか痛いとかいうふうに言っているんだけど、調査員の行ったときにはちょっと頑張っでできるようなしぐさを見せるっていったら怒られるかもしれないんですが、その辺もあるかと思うので、現場的には。そういう意味ではしっかりと認定に値するような形での調査をお願いしたいと思います。

また、最後に先ほどもいろいろと質疑でありますけれども、この平成25年度は、第5期の中間年ということでもございますので、確かにこの収支の件でいけば、一般論でいけば、1年目が黒字で、2年目がとんとんで、3年目が赤字というのが基本的なベースかなというふうに思いますし、またこの収支のお金を見ていっても、この事業を充実していただきたいという思いもある反面、それで金額が膨らんでいけば、逆に今度介護保険料のほうにもまた影響してくるよう

なこともあると思うので、その辺をどうバランスをとっていくかというのが、次の第6期の大きな課題なのかなと思います。

そういう意味で、この第6期に向けて、この平成25年度はこの介護プランも中間期ということでもありますので、総論的にどう捉えておられるのか。この介護プランの件で、この1点だけお尋ねをしたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、第5期の中間年というところから、第6期のどの辺を見ているのかということについて、ご答弁を申し上げます。

今回、第5期は、先ほどもご答弁を申し上げさせてもらいましたように、順調に給付のほうは延びております。これが順調以上に伸びますと、また次の段階で保険料のあたりぐあいが大きくなるという状況もありますので、できるだけ安定的に伸びていくような形にしていく必要があろうかと思えます。

今回、第6期の計画では、要支援者のメニューの変更ということで、メニューをなくすのではなくて新たな形で要支援者のデイや通所みたいな形の事業を展開できればと考えております。そのためには、コスト的にも少し本来の給付のサービスではなく、幾らか負担がふえるとか、事業所が受け取る報酬が少なくなるような、国のほうが言っております対応もあろうかと思えますけれども、できるだけ使いやすいようなサービスにしていきたいと考えております。

特に、予防事業を強化することで団塊の世代の方が2025年に後期高齢になられます。市としましては1人でも多くの方が介護度が軽い状態といたしまし

か、できましたら介護保険を使わないでおられる、もし利用されても介護度が低くて、まだまだお近くまで出かけられて、体操などできるような人をふやしていきたいという感じで考えております。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 本当に第6期もしっかりと介護予防ということに努めていただければなと思いますし、先ほども2025年の問題等ともございましたけれども、そのころになれば、私も1号に1歩近づきますので、そういう意味ではだんだんと人がふえてくるようなこともあると思うので、しっかりと介護予防に努めていただければと思います。

○上村高義委員長 村上委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

福住委員。

○福住礼子委員 いろいろと質問が出ましたので、私としては1つだけ教えていただきたいなということがありまして質問させていただきます。

概要の258ページにあります、介護相談員派遣事業というのがあります。ちょっとこの内容について、教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、介護相談員派遣事業の内容について、ご答弁申し上げます。

介護相談員派遣事業は、介護サービスを提供する入居施設や日帰りの通所施設を訪問しまして、利用者との交流により施設の不具合や不満を聞き出しまして、利用者になりかわって施設への助言や提案を行い、施設のよりよいサービスを提供していただくよう、市民目線から橋渡しを行う事業であります。

本市は、平成14年に、府下では早いほうでこの事業を実施しまして、本年で13年目を迎えます。相談員は現在12名の方が在籍されておられまして、2名、6班体制で23施設、39サービス事業へ、月4回のペースで訪問している状況でございます。

○上村高義委員長 福住委員。

○福住礼子委員 わかりました。

それでは、その方たちに対して相談できる空気とかいろいろ状況があるかと思えますけれども、こういった内容があるのかっていうことと、それと相談員のそういった人たちのスキルっていうのはどのように保っておられるのか、教えていただきたいと思えます。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 まず、介護相談員の事業の内容を説明しましたが、次に、どのような取り組みをしているのかと、相談のスキルにつきましてご答弁を申し上げます。

相談員は訪問先の施設の中を自由に回りまして、入所者など利用者と忌憚なく会話をいたします。会話の中から利用者の不満や不平等々などを聞き出しまして、施設に伝える必要がある内容につきましては、帰りに施設へ訪問記録連絡票による書面での通知と担当者に口頭による説明を行います。

通知を受けました施設側のほうは、第三者の助言としまして、今後の施設の運営、施設サービスの充実について検討になる資料としてご利用していただくこととなります。

相談員が助言をしまして、改善された事例としまして、直近ではございますが、利用者に対する職員の言葉づかいが友達感覚的でどうかという意見がございました。また、それにつきましては、施設の

ほうはスタッフ会議を開かれまして、言葉づかいについては改善がされたことを聞いております。

また、相談員さんが施設内を回ることによりまして、施設の入居者が一定車いす等で同じ場所でおられますので、冷暖房についての話ですが、場所によっては冷房がきついところがございまして、利用者の方がちょっと寒そうにしておられるということで、相談員のほうが助言をしたところ、施設のほうは後日カーテン等を設置されて、直接冷房の風が当たらないように工夫されたという改善点も聞いております。

次に、相談員のスキルをどうしているのかの件につきましては、相談員は月1回の市役所で定例会を開いております。各相談員さんが施設を回りました結果、助言した内容、報告書を市役所のほうに提出していただいて、各それぞれの意見交換会を行います。

また、相談員の研修は、また他市情報の収集としまして、年1回、他市の相談員との交流会を実施しております。平成25年度は岸和田市の相談員と交流会を開きまして、他市の情報収集をしております。

また、大阪府が開催します介護相談員の研修等にも参加や、他の施設の見学会なども実施する中、相談員のスキルアップに努めている状況でございます。

○上村高義委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。

細かなことをさまざまやったださっているというのがよくわかりました。介護を受ける側ってというのはなかなか不自由であったり弱者な立場になりやすいと思います。施設側の方たちはだんだんこなすというようなことにもなりがちで、

親しみからなれなれしくなってきた、今度言おうと思ったら言えなくなるということもあるかと思えます。そんなときにたまに第三者の人がぱっと見て、「あれ、ここ何かおかしいな」って思うことをいろいろと聞く場といたしますか、聞いてあげる機会というのがあるということは大変うれしいことだと思います。

これからそういう介護を受ける人たちがどんどんふえていく場合に、そういうこともあるけれども、施設全体の教育といたしますか、取り組み方といたしますか、運営なんかもやっぱりたまにはチェックをするというか、そういったことが必要かなと思います。それは自分も実際経験してのことなのですが、やっぱり言いづらいです。だんだん言いづらくなっていて、我慢しなければならないって思うような給付とか、思うような制度が受けられない、受けたくても受けられないというよりは伝わらないという感じのところがあるかなと思います。これから高齢者がふえていきますし、ケアをする側がどれだけ対応できるかという対応力も本当に必要になってくると思いますので、どうかこれからのシステムの構築ですね、まだまだつくっていかれると思いますが、皆さん細かいことも気にしながら、大変忙しい中で取り組んでいただいていることに感謝を申し上げます。これからもぜひそういった方たちの気持ちを汲めるような内容でよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○上村高義委員長 福住委員の質問が終わりました。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時1分 休憩)

(午後3時4分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 討論なしと認め、採決いたします。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって本件は認定すべきものと決定しました。

認定第3号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって本件は認定すべきものと決定しました。

認定第6号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって本件は認定すべきものと決定しました。

認定第7号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって本件は認定すべきものと決定しました。

認定第8号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって本件は認定すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。ご苦労さまでした。

(午後3時5分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 上村高義

民生常任委員 福住礼子